

「安全・改革・貢献」—安全を第一に、改革をおこたらず、社会に貢献する—

トラック広報

情報
NOW2019
9

2019年9月15日発行(毎月1回15日発行)(通巻669号) No. 669

連載企画

我が社の取り組み

『子育てしやすい環境づくり』

株式会社 ビジネスジャパンエクスプレス



》CONTENTS

- 特集 我が社の取り組み
- 記事 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関による令和元年度第一回集団指導講習会を開催
- 記事 全国トラックドライバー・コンテスト 大阪府大会 表彰式
- 記事 令和元年度 第1回 運行管理者試験問題と解答(貨物)

》今月のお知らせ

- ◎ 2019年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」について
- ◎ 令和元年度 整備管理者選任前研修の実施計画
- ◎ 不正軽油は犯罪です

》今月の挟み込み

- ◇ 安全実践目標
- ◇ 2019年度「整備管理者」選任後研修の開催について(ご案内)【再掲載】
- ◇ トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン等周知セミナー(第2回目)の開催について(ご案内)
- ◇ 2019年「ドライブレコーダ実践セミナー」開催について(ご案内)
- ◇ 「第37回物流セミナー」の開催について(ご案内)
- ◇ 運転経歴に係る証明書(運転記録証明書)交付手数料改定について
- ◇ 「安全管理者選任時研修」開催のご案内【再掲載】
- ◇ 「腰痛予防セミナー」開催のご案内 ～衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会～【再掲載】
- ◇ 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」安全教育講習会の開催について(ご案内)
- ◇ 「ストレスチェック制度とストレス軽減対策セミナー」開催のご案内
～衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会～
- ◇ 大阪・職場の健康づくりフォーラム ～令和元年度 第70回全国労働衛生週間大阪大会～
- ◇ 東名リニューアル工事
- ◇ 中央道リニューアル工事



一般社団法人 大阪府トラック協会
OSAKA TRUCKING ASSOCIATION

トラック広報

2019年9月号 通巻669号

一般社団法人
大阪府トラック協会

9 SEP.
月号

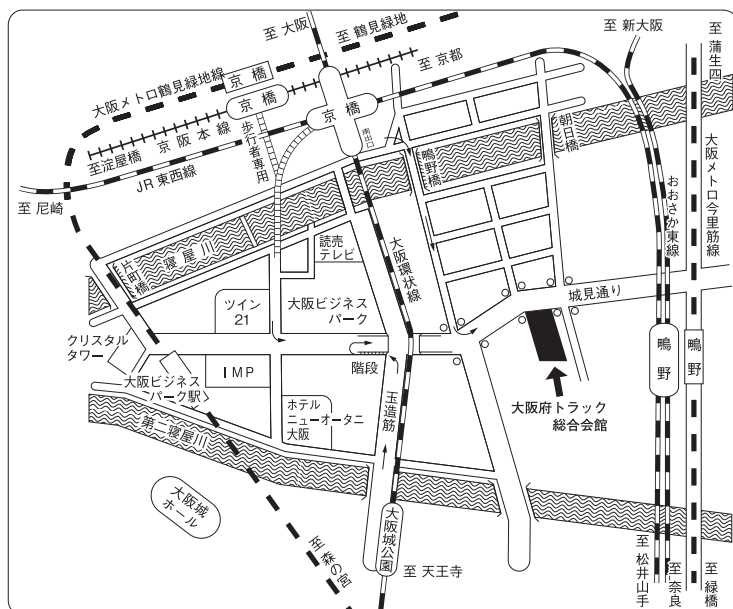
記事

- ◎ 特集 我が社の取り組み 1
- ◎ 大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関による
令和元年度 第1回 集団指導講習会を開催 5
- ◎ 全国トラックドライバー・コンテスト 大阪府大会 表彰式 6
- 「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」・
「積卸し作業指揮者」 安全教育講習会を開催 8
- ◎ 令和元年度 第1回 運行管理者試験問題と解答（貨物） 9
- 安全管理者・安全衛生推進者能力向上講習会を開催 16
- 令和元年度 整備管理者選任後研修 16
- 第34回 全国フォークリフト運転競技大会
大阪府支部出場選手選考会を開催 17
- グリーン・エコプロジェクト継続セミナーを開催 18

お知らせ

- ・ 2019年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」
について 19
- ・ 令和元年度 整備管理者選任前研修の実施計画 20
- ・ 不正軽油は犯罪です 22
- ・ 「安全・健康対策へのアプローチ手法とマネージメント」
～ナビシステム®から見てきた業界の全容と事業者の成功事例 23
- ◆ 近畿共済のページ 24
- ◆ 大貨健保のページ 25
- ◆ 大貨特退共のページ 26
- ◇ Let's Try Cooking 1. 2. 3 [彩り豚巻かつ] 27
- ◇ 近畿地区軽油価格調査集計表（7月分） 28
- ◇ 軽油「元売別」購入価格表（7月度） 28
- ◇ 府下営業用トラック増・減車状況（最近3ヵ月） 28
- ◇ N A S V A だより 29
- ◇ お悔やみ申し上げます 29
- ◇ 9月の安全運転実践目標（挟み込み）
事業用貨物自動車の交通事故発生状況

大阪府トラック総合会館



● 交通のご案内 ●

- JR大阪環状線
「京橋」南出口徒歩約10分・
「大阪城公園」徒歩約10分
- JR東西線
「京橋」南出口徒歩約10分・
「鳴野」徒歩約15分
- JRおおさか東線
「鳴野」徒歩約15分
- 京阪本線 「京橋」徒歩約15分
- 大阪メトロ鶴見緑地線
「大阪ビジネスパーク」徒歩約10分・
「京橋」徒歩約20分
- 大阪メトロ今里筋線
「鳴野」徒歩約15分

我が社の取り組み Wagasya no Torikumi

6

株式会社
ビジネスジャパンエクスプレス
(河北支部)



社内にある『ドルフィンキッズランド保育園』

子育てしやすい環境づくり



今回は、各種取り組みをされている株式会社ビジネスジャパンエクスプレスの大野社長にお伺いいたします。特に人材雇用に取り組んでおられ、子育てしやすい環境づくりをテーマに従業員のために社内保育園を開設されており、そのあたりの経緯を含めてお聞きしたいと考えております。

そのほか、事故防止や人材確保にも方針を立てて取り組んでおられるときいております。

また、プライベートの部分や従業員とのコミュニケーションなどについてもインタビューできればと思っています。

●まず、会社の概要からお聞きしてよろしいですか

設立は 昭和63年9月です。

従業員数は グループ全体で400名。

ドライバーは80名、女性ドライバーは6名です。

車両台数は 80台

車の形は 4 t ウィングパワーゲート

お仕事のりにはどのような荷物が

近畿圏内で、主に雑貨を運んでいます。

御社の特色は

ビジネス街(ビル街・地下街)は得意です。

梅田でしたら、許可証をほとんど取っていますね。

今後はパレット輸送をやっていく予定です。

●「子育てしやすい環境づくり」を掲げておられますが、社内保育園をつくるきっかけとなったのは何ですか

ずっと、運輸だけをガムシャラにやってきたので、女性を応援したいと思ったのが4, 5年前ですね。うちの専務とも意見があってやろうとしたのですが、なんせ私も専務も子育てをやっていない、全て妻に任せきりだったので、なにもわからない状態でしたね。そこで請負で保育園をやっていただけのアニモ株式会社のことを知りました。お話を聞く中ですぐにやることを決めました。

4, 5年前から女性ドライバーは在籍されたのですか

在籍してましたよ。

その頃はまだ社内保育園がなかつ



たので、それぞれの従業員が近くの保育園に預けていた
たので、手の空いてるものが迎えにいったりもしてまし
たね。

そのドライバーらから相談を受けたりしていたので、
昨年やっと社内保育園をスタートできました。

●女性の方を雇用し、その方たちが働き易い環境を創
る一つとして保育園を開設されたのですね
その保育園の事について聞かせてください
開設された時期と保育園の名前は

平成30年3月です。

ドルフィンキッズランド保育園です。

●認可保育、認可外どちらでしょうか

認可外保育園になります。内閣府から許可をいた
だいています。

お子様は何人まで可能なのですか

園内の広さによって定員が決まっているので、
19名が定員です。

●現在、従業員のお子様は何人くらいですか

11名です。 地域の子どもが1名です。

ということは、12名なので、あと7名受け入れられる
ということですね。

そうなんです。普段から求人募集はSNSで掲出し
ているので問い合わせが結構くるんですよ。

●今後、社内以外、他の運送業者のドライバーのお子
様を預かるケースを考えておられますか

一番優先的には、やはり我が社の社員の子どもの受
け入れですね。

空きがあったり、困っている人がいれば入れることも
考えています。

●この保育園の運営体制などを教えてください

“アニモ株式会社”に任せています。



女性の社長で全国的に運営されています。

●先ほど保育園を見学いただきましたが、先生が多いよ
うにみえましたが

子供が、本日は10名です。

対しまして先生は7名です。

人様のお子様をお預かりしているので何かあつてか
らでは遅いので、アニモ株式会社に手厚くやっていた
だいています。

●保育園を運営するにあたって苦勞されていることとか
はないですか

苦勞ではありませんが、今日もあつたのですが、お預
かりしているお子様が朝に熱をだしまして、母親が配
達に行ってますので、急遽連絡を入れ事務所に帰って
くるよう指示をだしました。仕事の途中ですので、別の
ドライバーに向かうよう連絡をいれました。

いつ発生するかわかりませんので、その時に慌てな
いよう、常日頃から配車には指示を出しています。

●人材の雇用については

ホームページに採用のページがございましたが

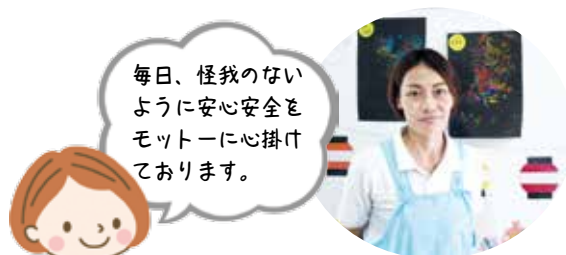
人材の採用については、先ほども言いましたが、SNS
での掲載の他、ホームページでも募集をしています。
良い人材に来ていただけるよう努力しています。

●女性ドライバーは何名ですか

6名です。

女性雇用の推進についてはこれからも続けていかれ
ますか

そうですね。随時していくつもりです。



●その他の取り組みとしてやっていることはありますか

まだやってはいないのですが、大阪市から学童をやっていただきたいと要請がきてます。

今は無理かなとお断りしているところです。

●離職者は少ないと聞いていますが

ちょっと、落ち着いてきましたね。以前に比べて、少なくなりましたよ。

本来なら子供が生まれたら働けない人が働けるようになりましたし、保育園をやることによって目線が変わりました。子供を預けて、そこで働けるとあって来られる方が増えてきましたね。

●地域社会の貢献はいろいろとされていると思いますが、一つあげるとしたら

西淀川区のセンターから、親から色々と学ぶ機会がなく、事情のある子どもを自立するための資金を貯めるために、16歳の人を働かせてあげてほしいという声があり、2年くらい前までそういう方を雇っていたことはありますね。

●事故防止についてはどのようなことをされていますか

デジタルタコグラフを導入していて、点数が出るので100点に近づくように悪い所を直していくためのミーティングは、こまめにしていますね。予習より復習をしている。その方が頭に入ると思うのでね。

●社員の方への福利厚生については

天橋立、白浜、淡路島に保養所を設けていて、低料金で泊られますね。芦屋にもホテル1室はおさえています。

●社員の方とコミュニケーションはとられていますか

そうですね。よくとっている方だと思います。休みには保養所を利用して社員たちと一緒に釣りに行くことが多いですね。釣りばっかりになってきたので、他のイベントも考えていこうと思っています。



大野英樹社長 profile



代表取締役社長 大野 英樹 氏

◇年齢 55 歳

◇家族構成について

子ども 4 人に妻と私の 6 人家族です。

◇趣味 釣りです

◇お休みの日は 従業員と保養所にいます

◇社長から見て社員を一言でお願いします

“生きがい”です。

これから仕事と遊び一緒に頑張りましょう

●社員寮とかは

近所のシェアハウスきくや株式会社アドミリを活用させていただいています。



専務からひと言

従業員の労働時間の短縮をはかる為に交代制をとったり育休・公休を利用したり、極力、労働時間の短縮を図っています。



井上 専務取締役



社員から見た社長

いろいろ経験の出来ないことをさせていただいて感謝していますし、仕事に対してはやりがいを感じています。会社のことが好きで続けているので、これからもやりがいを感じながら、もっと積極的に人材確保を出来るようにガンバっていきます。



大野 係長



ビジネスジャパンエクスプレスの従業員の方からのメッセージ

Q. この仕事の魅力は何ですか？

A. 力仕事で大変な分、今日も頑張った！と毎日達成感があること

Q. 社内制度の中で優れていると思う制度はありますか？

A. 保育園があり、それに合わせて勤務形態等を考慮してくれること

Q. 職場環境で良いところはありますか？

A. 定期的にBBQ等、大人も子供も楽しめるイベントがあること

Q. なぜビジネスジャパンエクスプレスに入社を決めたのですか？

A. 社内に綺麗な保育園があり、ドライバーの仕事に興味があった為

Q. 働き方で意識していることや理想の働き方はありますか？

A. ONとOFFの切り替え。就業時間は無駄なく丁寧に、絶対に仕事は手を抜かないこと。仕事が終わると子供と話したり家事にしっかり時間をとり、有効に過ごすこと

Q. この会社じゃなかったら〇〇はなかった

A. 1歳の子供がトラックの中に座る体験や、保育園の先生の他にも沢山のの人に可愛がってもらえる事が出来ていなかったと思います

Q. 会社を成長させるために自分が心がけていること

A. お客様との些細な会話や心使いで気持ちのいい取引が出来るようにすること、配車やリーダーの指示が円滑にいくように動くこと

Q. 当時の就職活動を振り返り改めて今思うこと

A. ドライバー未経験でAT免許しか無かったので応募する事を迷っていましたが、今は毎日楽しく仕事が出来ているのでこの会社に入社してよかったと思います

Q. ビジネスジャパンエクスプレスに転職志望する方へのメッセージ

A. 従業員の事をよく考えてくれている会社だと思います！女性でも安心して働ける職場環境なので是非一緒に働きましょう！

Q. 仕事の進め方とポリシーや大切にしていること

A. 明るい挨拶と笑顔。自分が持った仕事に対して無駄の無い様に手順やタイムスケジュールを毎回しっかり考えて行動すること

Q. 変えていきたいところ

A. 自分の慣れたコース以外の事があまり解らず、他の人が忙しくても何も出来ないこと

大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関による 令和元年度 第1回 集団指導講習会を開催

巡回指導後のフォローアップに努める！



大阪府貨物自動車運送適正化事業実施機関は8月9日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて大阪運輸支局の協力のもと集団指導講習会を開催、88事業者が参加した。

この講習会は、平成30年度に適正化事業指導員による巡回指導を受けた事業者への、巡回指導後のフォローアップを目的に開催されたもの。

講習会では、大阪運輸支局監査部門 片山運輸企画専門官と大阪労働局労働基準部監督課 森労働時間管理適正化指導員より「労務管理について」「自動車運送事業の監査方針について 関係法令の遵守について」の講習が行われた後、続いて適正化事業指導員による巡回指導時の改善指導項目を中心とした個別のフォローアップが行われた。

全国トラックドライバー・コンテスト 大阪府大会 表彰式

総合優勝の小栗正寛さん（日本通運㈱茨木支店 ロジスティクスセンター）等 上位入賞 10 人！



辻会長からトロフィーを受け取る
総合優勝の小栗正寛さん

令和元年度のトラックドライバー日本一を決める第 51 回全国トラックドライバー・コンテストの大阪府大会入賞者表彰式が 8 月 19 日、大阪府トラック総合会館で行われ、総合優勝の小栗正寛さん（日本通運㈱ 茨木支店ロジスティクスセンター）をはじめ、4 部門の上位入賞者 10 名に対して、辻 卓史会長から表彰状とともに記念品が贈られた。なお、各部門の優勝者は 10 月 26 日から茨城県ひたちなか市の自動車安全運転センターで実施される全国大会に大阪府代表選手として推薦され出場する。

表彰式には各部門入賞者をはじめ近畿運輸局、大阪府警察本部など合わせて約 40 人が出席し、表彰に先立って辻会長から入賞者への祝福と全国大会出場者に激励の挨拶が述べられた。

さらに中原 毅副会長（交通対策委員長）の講

評のあと、前年度総合優勝の松本 健祐さん（西濃運輸㈱ 豊中支店）よりカップ返還（同レプリカ贈呈）があり、続いて入賞した次の方々の表彰が行われた。

第51回 全国トラックドライバー・コンテスト「大阪府大会」

(敬称略)

《 総合優勝 》 小栗 正寛 日本通運(株) 茨木支店 ロジスティクスセンター

【一般部門】

<11トン車部門>

優 勝	小栗 正寛	日本通運(株) 茨木支店 ロジスティクスセンター
準優勝	白川 大輔	南大阪センコー運輸整備(株) 舞洲営業所
第3位	衣笠 逸朗	西濃運輸(株) 豊中支店

<4トン車部門>

優 勝	大原 晃	(株)日立物流西日本 西淀川第一営業所
準優勝	川村 宜範	センコー(株) 阪神支店 阪神車両センター
第3位	永野 一茂	西濃運輸(株) 河内支店

【トレーラ部門】	優 勝	米谷 恵輔	センコー(株) 阪神支店 阪神車両センター
	準優勝	荻野 宗一	日通関西物流(株) コンテナ事業所 大阪貨物ターミナル

第3位	大谷 拓也	鴻池運輸(株) 定温物流支店 大阪北港定温流通センター営業所
-----	-------	-----------------------------------

【女性部門】	優 勝	引口 知美	一宮運輸(株) 関西支社 大阪営業所
--------	-----	-------	--------------------

第51回 全国トラックドライバー・コンテスト大阪府代表選手

[敬称略]

【一般部門】

<11トン車部門>	小栗 正寛	日本通運(株) 茨木支店 ロジスティクスセンター
-----------	-------	--------------------------

<4トン車部門>	大原 晃	(株)日立物流西日本 西淀川第一営業所
----------	------	---------------------

【トレーラ部門】	米谷 恵輔	センコー(株) 阪神支店 阪神車両センター
----------	-------	-----------------------

【女性部門】	引口 知美	一宮運輸(株) 関西支社 大阪営業所
--------	-------	--------------------



講評を発表する
中原 毅副会長
(交通対策委員長)



入賞者の皆さん

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」・ 「積卸し作業指揮者」安全教育講習会を開催

「作業の安全確保」に向けて！



大阪府トラック協会と陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部は、8月1日・2日の両日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」と「積卸し作業指揮者」を対象とした安全教育講習会を開催し、会員事業者の作業指揮者ら50名が参加した。

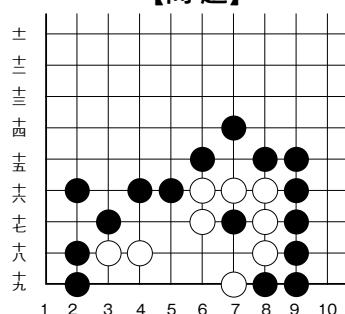
大阪府下での労働災害は、大阪労働局を中心に各防災団体等がゼロ災・大阪「リスク“ゼロ”」大阪推進運動を展開するなど、懸命の取り組み対処を行なったにも関わらず、依然として「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」などの労働災害が後を絶たない状況にあるが、その中でも特に多いの

が車両系荷役運搬機械（フォークリフト、貨物自動車）等による労働災害である。

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」は労働安全衛生規則第151条の4に、「積卸し作業指揮者」は同規則151条の70に規定されており、両作業の指揮者が作業の安全確保に係る必要知識を習得することは、労働災害防止に大きくつながるものと期待されている。

講習会では、安全安心(株)の中川代表取締役社長による『荷役運搬作業と作業指揮者の職務等』・『荷役運搬機械等による作業』・『人力による積卸し作業』・『災害事例等』・『関係法令』の各講義が行われた。

【問題】



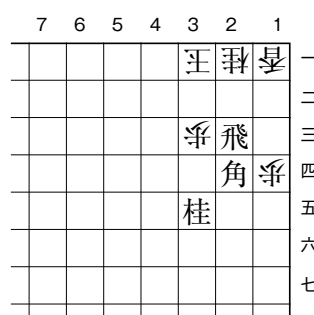
★ 黒先

詰碁新題

【ヒント】

白二子の弱点について眼形を奪いましょう。錯覚にご注意。5分で三、四段、10分で二段です。

【問題】



★ 持駒 金 桂

詰碁新題

【ヒント】

桂をどう使うか。5分で初段。九手詰。

令和元年度 第 1 回 運行管理者試験問題と解答(貨物)

マイドームおおさか、大阪商工会議所(大阪市中央区)と 天満研修センターで3,282人が受験

運行管理者試験センターが国土交通大臣から試験実施機関の指定を受け、各都道府県のトラック協会が事務代行する「令和元年度第1回・運行管理者試験」が、8月25日(日)に全国一斉に実施された。

大阪では大阪市中央区の「マイドームおおさか」、「大阪商工会議所」と「天満研修センター」で行われ、3,282人が受験した。

試験結果については、運行管理者試験センターから9月24日(火)に合格発表される。

1. 貨物自動車運送事業法関係

問 1 貨物自動車運送事業に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 一般貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。
2. 貨物自動車運送事業とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業をいう。
3. 一般貨物自動車運送事業者は、「自動車庫の位置及び収容能力」の事業計画の変更をするときは、あらかじめその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。
4. 一般貨物自動車運送事業者は、「事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力」の事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

問 2 次の記述のうち、貨物自動車運送事業の運行管理者が行わなければならない業務として正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、当該運転者と交替するための運転者を配置すること。
2. 車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車について、法令に規定する運行記録計により記録することのできないものを運行の用に供さないこと。
3. 法令の規定により、運転者に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い、及び指示を与え、並びに記録し、及びその記録を保存し、並びに国土交通大臣が告示で定めるアルコール検知器を備え置くこと。
4. 適齢診断(高齢運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。)を運転者が60歳に達した日以後1年以内(60歳以上の者を新たに運転者として選任した場合は、選任の日から1年以内)に1回受診させ、その後3年以内ごとに1回受診させること。

問 3 貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の輸送の安全等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、過積載による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。
2. 事業者は、事業用自動車の運転者が疾病により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な医学的知見に基づく措置を講じなければならない。
3. 事業者は、運行管理者に対し、国土交通省令で定める業務を行うため必要な権限を与えなければならない。また、事業者及び事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う助言又は指導があった場合は、これを尊重しなければならない。
4. 事業者は、運送条件が明確でない運送の引受け、運送の直前若しくは開始以降の運送条件の変更、荷主の都合による集貨地点等における待機又は運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転又は過積載による運送その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、及び協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

問 4 貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者に対し、各点呼の際に報告を求め、及び確認を行わなければならない事項として、A、B、Cに入るべき字句を下の枠内の選択肢(1～6)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

【乗務前点呼】

- (1) 酒気帯びの有無
- (2)
- (3) 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認

【乗務後点呼】

- (1) 乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- (2)
- (3) 酒気帯びの有無

【 中間点呼 】

- (1)
- (2) 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無

1. 道路運送車両法の規定による点検の実施又はその確認
2. 乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
3. 貨物の積載状況
4. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
5. 酒気帯びの有無
6. 他の運転者と交替した場合にあっては法令の規定による通告

問 5 自動車事故に関する次の記述のうち、一般貨物自動車運送事業者が自動車事故報告規則に基づき運輸支局長等に通報を要するものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業用自動車が発着点に停車していた貨物自動車に気づくのが遅れ、当該事業用自動車がこの貨物自動車に追突し、さらに後続の自家用乗用自動車3台が関係する玉突き事故となり、この事故により3人が重傷、5人が軽傷を負った。
2. 事業用自動車が発着点において乗用車と出会い頭の衝突事故を起こした。双方の運転者は共に軽傷であったが、当該事業用自動車の運転者が事故を警察官に報告した際、その運転者が道路交通法に規定する酒気帯び運転をしていたことが発覚した。
3. 事業用自動車が行進中、鉄道施設である高架橋の下を通過しようとしたところ、積載していた建設用機械の上部が橋桁に衝突した。この影響で、2時間にわたり本線において鉄道車両の運転を休止させた。
4. 事業用自動車の運転者が高速自動車国道を走行中、ハンドル操作を誤り、道路の中央分離帯に衝突したことにより、当該事業用自動車に積載していた消防法に規定する危険物の灯油がタンクから一部漏えいした。この事故により当該自動車の運転者が軽傷を負った。

問 6 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の過労運転の防止等についての法令の定めに関する次の記述のうち、正しいものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、運転者が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、運転者に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備しなければならない。ただし、寝具等必要な設備が整えられていない施設は、有効に利用することができる施設には該当しない。
2. 事業者は、運行指示書の作成を要する運行の途中において、運行の開始及び終了の地点及び日時に変更が生じた場合には、運行指示書の写しに当該変更の内容を記載し、これにより運転者に対し電話その他の方法により、当該変更の内容について適切な指示を行わなければならない。この場合、当該運転者が携行している運行指示書については、当該変更の内容を記載させることを要しない。
3. 運転者が一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間(ただし、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の規定において厚生労働省労働基準局長が定めることとされている自動車運転者がフェリーに乗船する場合における休息期間を除く。)は、144時間を超えてはならない。

4. 特別積合せ貨物運送を行う事業者は、当該特別積合せ貨物運送に係る運行系統であって起点から終点までの距離が150キロメートルを超えるものごとに、所定の事項について事業用自動車の乗務に関する基準を定め、かつ、当該基準の遵守について乗務員に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

問 7 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の事業用自動車の運行の安全を確保するために、国土交通省告示等に基づき運転者に対して行わなければならない指導監督及び特定の運転者に対して行わなければならない特別な指導に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事故惹起運転者に対する特別な指導については、当該交通事故を引き起こした後、再度事業用自動車に乗務する前に実施すること。ただし、やむを得ない事情がある場合には、再度乗務を開始した後1ヵ月以内に実施すること。なお、外部の専門的機関における指導講習を受講する予定である場合は、この限りでない。
2. 運転者は、乗務を終了して他の運転者と交替するときは、交替する運転者に対し、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、交替して乗務する運転者は、当該通告を受け、当該事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検の必要性があると認められる場合には、これを点検すること。
3. 事業者は、初任運転者に対する特別な指導について、当該事業者において初めて事業用自動車に乗務する前に実施すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後1ヵ月以内に実施すること。
4. 事業者は、法令に基づき事業用自動車の運転者として常時選任するために新たに雇入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センターが交付する無事故・無違反証明書又は運転記録証明書等により、事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。また、確認の結果、当該運転者が事故惹起運転者に該当した場合であって、特別な指導を受けていない場合には、特別な指導を実施すること。

問 8 一般貨物自動車運送事業者(以下「事業者」という。)の運行管理者の選任等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)70両を管理する営業所においては、3人以上の運行管理者を選任しなければならない。
2. 事業者は、法令に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣の認定を受けた基礎講習を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者(補助者)を選任することができる。
3. 運行管理者の補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行う点呼において、疾病、疲労、睡眠不足等により安全な運転をすることができないおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき運転者に対し指示を行わなければならない。
4. 事業者は、新たに選任した運行管理者に、選任届出をした日の属する年度(やむを得ない理由がある場合にあっては、当該年度の翌年度)に基礎講習又は一般講習を受講させなければならない。ただし、他の事業者において運行管理者として選任されていた者にあっては、この限りでない。

2. 道路運送車両法関係

問 9 自動車の登録等についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 登録自動車の所有者は、当該自動車の使用者が道路運送車両法の規定により自動車の使用の停止を命ぜられ、同法の規定により自動車検査証を返納したときは、その事由があった日から30日以内に、当該自動車登録番号標及び封印を取りはずし、自動車登録番号標について国土交通大臣に届け出なければならない。
2. 自動車は、自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、被覆しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、運行の用に供してはならない。
3. 道路運送車両法に規定する自動車の種別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として定められ、その別は、普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車である。
4. 登録自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

問10 自動車の検査等についての次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 自動車に表示されている検査標章には、当該自動車の自動車検査証の有効期間の満了する時期が表示されている。
2. 自動車の使用者は、自動車の長さ、幅又は高さを変更したときは、道路運送車両法で定める場合を除き、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。
3. 自動車検査証の有効期間の起算日については、自動車検査証の有効期間が満了する日の2ヵ月前(離島に使用の本拠の位置を有する自動車を除く。)から当該期間が満了する日までの間に継続検査を行い、当該自動車検査証に有効期間を記入する場合は、当該自動車検査証の有効期間が満了する日の翌日とする。
4. 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車の使用者は、スペアタイヤの取付状態等について、3ヵ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

問11 道路運送車両法に定める自動車の点検整備等に関する次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

1. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又は当該自動車を運行する者は、、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
2. 自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により、自動車を点検しなければならない。
3. 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備等に関する事項を処理させるため、車両総重量8トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、を選任しなければならない。

4. 地方運輸局長は、自動車の使用者が道路運送車両法第54条(整備命令等)の規定による命令又は指示に従わない場合において、当該自動車が道路運送車両の保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動車のすることができる。

- | | | |
|---|------------|-----------|
| A | 1. 1日1回 | 2. 必要に応じて |
| B | 1. 3ヵ月 | 2. 6ヵ月 |
| C | 1. 安全運転管理者 | 2. 整備管理者 |
| D | 1. 経路を制限 | 2. 使用を停止 |

問12 道路運送車両の保安基準及びその細目を定める告示についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 路線を定めて定期に運行する一般乗合旅客自動車運送事業用自動車に備える旅客が乗降中であることを後方に表示する電光表示器には、点滅する灯火又は光度が増減する灯火を備えることができる。
2. 自動車に備えなければならない後写鏡は、取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上2.0メートル以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造でなければならない。
3. 自動車に備えなければならない非常信号用具は、夜間200メートルの距離から確認できる赤色の灯光を発するものでなければならない。
4. 自動車(大型特殊自動車、小型特殊自動車を除く。以下同じ。)の車体の外形その他自動車の形状については、鋭い突起がないこと、回転部分が突出していないこと等他の交通の安全を妨げるおそれがないものとして、告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3. 道路交通法関係

問13 道路交通法に照らし、次の記述のうち、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 路側帯とは、歩行者及び自転車の通行の用に供するため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
2. 車両は、道路の中央から左の部分の幅員が6メートルに満たない道路において、他の車両を追い越そうとするとき(道路の中央から右の部分を見とすることができ、かつ、反対の方向からの交通を妨げるおそれがない場合に限るものとし、道路標識等により道越しのため道路の中央から右の部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く。)は、道路の中央から右の部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。
3. 自動車を運転する場合において、下図の標識が表示されている自動車は、肢体不自由である者が運転していることを示しているため、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをしてはならない。



道路交通法施行規則で定める様式
緑の色彩は白色
マークの色彩は黄色
地の部分の色彩は緑色

4. 高齢運転者等専用時間制限駐車区間においては、高齢運転者等標準自動車以外の車両であっても、空いている場合は駐車できる。

問14 道路交通法に定める停車及び駐車を禁止する場所についての次の文中、A、B、C、Dに入るべき字句を下の枠内の選択肢(①～③)から選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、各選択肢は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合には当たらないものとする。また、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両は、交差点の側端又は道路のまがりかどから A 以内の道路の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。
2. 車両は、横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に B 以内の道路の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。
3. 車両は、安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に C 以内の道路の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。
4. 車両は、踏切の前後の側端からそれぞれ前後に D 以内の部分においては、停車し、又は駐車してはならない。

① 3メートル	② 5メートル	③ 10メートル
---------	---------	----------

問15 道路交通法に定める第一種免許の自動車免許の自動車の種類等について、次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 大型免許を受けた者であって、21歳以上かつ普通免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年以上のものは、車両総重量が11,000キログラム以上のもの、最大積載量が6,500キログラム以上のもの又は乗車定員が30人以上の大型自動車を運転することができる。
2. 準中型免許を受けた者であって、21歳以上かつ普通免許を受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して3年以上のものは、車両総重量が7,500キログラム以上11,000キログラム未満のもの、最大積載量が4,500キログラム以上6,500キログラム未満の準中型自動車を運転することができる。
3. 運転免許証の有効期間の更新期間は、道路交通法第101条の2第1項に規定する場合を除き、更新を受けようとする者の当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1ヵ月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間である。
4. 普通自動車免許を平成30年4月10日に初めて取得し、その後令和元年5月21日に準中型免許を取得したが、令和元年8月25日に準中型自動車を運転する場合、初運転者標識の表示義務はない。

問16 道路交通法に定める徐行及び一時停止についての次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 交差点又はその附近において、緊急自動車が接近してきたときは、車両(緊急自動車を除く。)は、交差点を避け、かつ、道路の左側(一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合にあっては、道路の右側)に寄って一時停止しなければならない。
2. 車両等は、道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な上り坂及び下り坂を通行するときは、徐行しなければならない。

3. 車両等は、横断歩道に接近する場合には、当該横断歩道を通過する際に当該横断歩道によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車がいないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。

4. 車両は、環状交差点において左折し、又は右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り環状交差点の側端に沿って(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分を通行して)徐行しなければならない。

問17 道路交通法に定める自動車の運転者の遵守事項及び故障等の場合の措置に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 車両等の運転者は、児童、幼児等の乗降のため、道路運送車両の保安基準に関する規定に定める非常点滅表示灯をつけて停車している通学通園バスの側方を通過するときは、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。
2. 自動車の運転者は、故障その他の理由により高速自動車国道等の本線車道若しくはこれに接する加速車線、減速車線若しくは登坂車線又はこれらに接する路肩若しくは路側帯において当該自動車を運転することができなくなったときは、道路交通法施行令で定めるところにより、停止表示器材を後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に置いて、当該自動車が故障その他の理由により停止しているものであることを表示しなければならない。
3. 運転免許(仮運転免許を除く。)を受けた者が自動車等の運転に関し、当該自動車等の交通による人の死傷があった場合において、道路交通法第72条第1項前段の規定(交通事故があったときは、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。)に違反したときは、その者が当該違反をしたときにおけるその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会は、その者の運転免許を取り消すことができる。
4. 車両等の運転者は、身体障害者用の車椅子が通行しているときは、その側方を離れて走行し、車椅子の通行を妨げないようにしなければならない。

4. 労働基準法関係

問18 労働基準法(以下「法」という。)に定める労働契約に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。
2. 試の使用期間中の者に該当する労働者については、法第20条の解雇の予告の規定は適用しない。ただし、当該者が1ヵ月を超えて引き続き使用されるに至った場合においては、この限りでない。
3. 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年(法第14条(契約期間等)第1項各号のいずれかに該当する労働契約にあっては、5年)を超える期間について締結してはならない。
4. 労働者は、労働契約の締結に際し使用者から明示された賃金、労働時間その他の労働条件が事実と相違する場合においては、少なくとも30日前に使用者に予告したうえで、当該労働契約を解除することができる。

問19 労働基準法に定める労働時間及び休日等に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。
2. 使用者は、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも30分、8時間を超える場合においては少なくとも45分の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
3. 使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日を与えなければならない。ただし、この規定は、4週間を通じ4日以上の日を有する使用者については適用しない。
4. 使用者は、その雇入れの日から起算して6ヵ月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した10労働日の有給休暇を与えなければならない。

問20 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下「改善基準告示」という。))に定める貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。))の休息期間及び休日に関する次の文中、A、B、Cに入るべき字句としていずれか正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

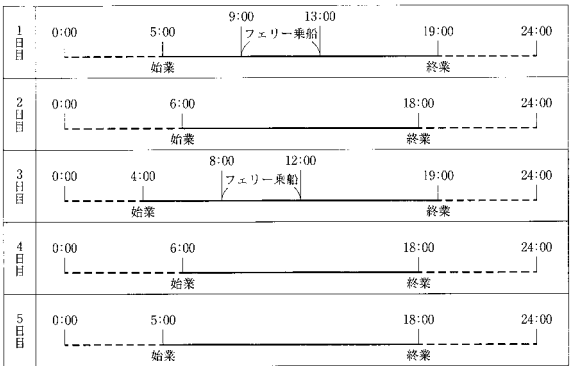
1. 使用者は、トラック運転者の休息期間については、当該自動車運転者の A における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
2. 使用者は、トラック運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は B について C を超えないものとし、当該休日の労働によって改善基準告示第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

- A 1. 住所地 2. 勤務地
- B 1. 2週間 2. 4週間
- C 1. 1回 2. 2回

問21 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」及び厚生労働省労働基準局長の定める「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息期間の特例について」に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(以下「トラック運転者」という。))の運転時間は、2日(始業時刻から起算して48時間をいう。)を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
2. 使用者は、業務の必要上、トラック運転者(1人乗務の場合)に勤務の終了後継続8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の3分の2を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができるものとする。この場合において、分割された休息期間は、1日(始業時刻から起算して24時間をいう。以下同じ。))において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければならないものとする。
3. 使用者は、トラック運転者(隔日勤務に就く運転者以外のもの。))が同時に1台の事業用自動車に2人以上乗務する場合(車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。))においては、1日についての最大拘束時間を20時間まで延長することができる。
4. 使用者は、業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、トラック運転者を隔日勤務に就かせることができる。この場合、2暦日における拘束時間は、26時間を超えないものとする。

問22 下図は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(1人乗務で隔日勤務に就く運転者以外のもの。))の5日間の勤務状況の例を示したものであるが、次の1～4の拘束時間のうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」における1日についての拘束時間として、正しいものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。



1. 1日目：14時間 2日目：12時間 3日目：15時間 4日目：12時間
2. 1日目：10時間 2日目：12時間 3日目：11時間 4日目：12時間
3. 1日目：10時間 2日目：14時間 3日目：11時間 4日目：13時間
4. 1日目：14時間 2日目：14時間 3日目：15時間 4日目：13時間

問23 下表は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者(隔日勤務に就く運転者以外のもの。))の1年間における各月の拘束時間の例を示したものであるが、このうち、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」に適合するものを1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。ただし、「1ヵ月についての拘束時間の延長に関する労使協定」があるものとする。

1.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	279	289	295	275	319	285	280	269	322	295	290	293	3,491

2.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	293	289	293	294	315	285	280	290	301	293	294	293	3,520

3.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	296	280	295	290	309	295	283	280	296	297	300	291	3,512

4.

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1年間合計
拘束時間	285	288	293	295	317	285	284	269	320	294	295	290	3,515

5. 実務上の知識及び能力

問24 点呼の実施等に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. A営業所においては、運行管理者は昼間のみの勤務体制となっている。しかし、運行管理者が不在となる時間帯の点呼が当該営業所における点呼の総回数の7割を超えていることから、その時間帯における点呼については、事業者が選任した複数の運行管理者の補助者に実施させている。

2. 運行管理者は、乗務開始及び乗務終了後の運転者に対し、原則、対面で点呼を実施しなければならないが、遠隔地で乗務が開始又は終了する場合、車庫と営業所が離れている場合、又は運転者の出庫・帰庫が早朝・深夜であり、点呼を行う運行管理者が営業所に出勤していない場合等、運行上やむを得ず、対面での点呼が実施できないときには、電話、その他の方法で行っている。
3. 乗務後の点呼において、乗務を終了した運転者からの当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況についての報告は、特に異常がない場合には運転者から求めないこととしており、点呼記録表に「異常なし」と記録している。
4. 乗務前の点呼においてアルコール検知器を使用するのは、身体に保有している酒気帯びの有無を確認するためのものであり、道路交通法施行令で定める呼気中のアルコール濃度1リットル当たり0.15ミリグラム以上であるかを判定するためのものではない。

問25 一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導・監督に関する次の記述のうち、適切なものをすべて選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 他の自動車に追従して走行するときは、常に「秒」の意識をもって自車の速度と制動距離（ブレーキが効きはじめてから止まるまでに走った距離）に留意し、前車への追突の危険が発生した場合でも安全に停止できるよう、制動距離と同程度の車間距離を保って運転するよう指導している。
2. 運転者は貨物の積載を確実にを行い、積載物の転落防止や、転落させたときに危険を防止するために必要な措置をとることが遵守事項として法令で定められている。出発前に、スペアタイヤや車両に備えられている工具箱等も含め、車両に積載されているものが転落のおそれがないことを確認しなければならないことを指導している。
3. 運転者の目は、車の速度が速いほど、周辺の景色が視界から消え、物の形を正確に捉えることができなくなるため、周辺の危険要因の発見が遅れ、事故につながるおそれが高まることを理解させるよう指導している。
4. 飲酒により体内に摂取されたアルコールを処理するために必要な時間の目安については、個人差はあるが、例えばビール500ミリリットル（アルコール5％）の場合、概ね4時間とされている。事業者は、これらを参考に、社内教育の中で酒気帯び運転防止の観点から飲酒が運転に及ぼす影響等について指導を行っている。

問26 事業用自動車の運転者の健康管理に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 事業者は、脳血管疾患の予防のため、運転者の健康状態や疾患につながる生活習慣の適切な把握・管理に努めるとともに、脳血管疾患は法令により義務づけられている定期健康診断において容易に発見することができることから、運転者に確実に受診させている。
2. 事業者は、日頃から運転者の健康状態を把握し、点呼において、意識の異常、目の異常、めまい、頭痛、言葉の異常、手足の異常等の申告又はその症状が見られたら、脳血管疾患の初期症状とも考えられるためすぐに専門医療機関で受診させるよう対応する。
3. 事業者は、深夜業（22時～5時）を含む業務に常時従事する運転者に対し、法令に定める定期健康診断を6ヵ月以内ごとに1回、必ず、定期的に受診させるようにしている。

4. 平成29年中のすべての事業用自動車の乗務員に起因する重大事故報告件数は約2,000件であり、このうち、運転者の健康状態に起因する事故件数は約300件となっている。病名別に見てみると、心筋梗塞等の心臓疾患と脳血管疾患等の脳疾患が多く発生している。

問27 交通事故防止対策に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 交通事故は、そのほとんどが運転者等のヒューマンエラーにより発生するものである。したがって、事故惹起運転者の社内処分及び再教育に特化した対策を講ずることが、交通事故の再発を未然に防止するには最も有効である。そのためには、発生した事故の調査や事故原因の分析よりも、事故惹起運転者及び運行管理者に対する特別講習を確実に受講させる等、ヒューマンエラーの再発防止を中心とした対策に努めるべきである。
2. ドライブレコーダーは、事故時の映像だけでなく、運転者のブレーキ操作やハンドル操作などの運転状況を記録し、解析することにより運転のクセ等を読み取ることができるものがあり、運行管理者が行う運転者の安全運転の指導に活用されている。
3. いわゆるヒヤリ・ハットとは、運転者が運転中に他の自動車等と衝突又は接触するおそれなどがあったと認識した状態をいい、1件の重大な事故（死亡・重傷事故等）が発生する背景には多くのヒヤリ・ハットがあるとされており、このヒヤリ・ハットを調査し減少させていくことは、交通事故防止対策に有効な手段となっている。
4. 平成29年中に発生した事業用トラックによる人身事故は、追突事故が最も多く全体の約5割を占めており、このうち昼間の時間での追突事故が多く発生している。追突事故を防止するためには、適正な車間距離の確保や前方不注意の危険性等に関する指導を徹底することが重要である。

問28 交通事故及び緊急事態が発生した場合における事業用自動車の運行管理者又は運転者の措置に関する次の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

1. 大型トラックに荷物を積載して運送中の運転者から、営業所の運行管理者に対し、「現在走行している地域の天候が急変し、集中豪雨のため、視界も悪くなってきたので、一時運転を中断している。」との連絡があった。連絡を受けた運行管理者は、「営業所では判断できないので、運行する経路を運転者自ら判断し、また、運行することが困難な状況に至った場合は、適当な待避場所を見つけて運転者自らの判断で運送の中断等を行うこと」を指示した。
2. 運転者は、中型トラックで高速道路を走行中、大地震が発生したのに気づき当該トラックを路側帯に停車させ様子を見ていた。この地震により高速道路の車両通行が困難となったので、当該運転者は、運行管理者に連絡したうえで、エンジンキーを持ってドアをロックして当該トラックを置いて避難した。
3. 運転者は、交通事故を起こしたので、二次的な事故を防ぐため、事故車両を安全な場所に移動させるとともに、ハザードランプの点灯、発炎筒の着火、停止表示器材の設置により他の自動車に事故の発生を知らせるなど、安全に留意しながら道路における危険防止の措置をとった。
4. 運転者が中型トラックを運転して踏切にさしかかりその直前で一旦停止した。踏切を渡った先の道路は混んでいるが、前の車両が前進すれば通過できると判断し踏切に進入したところ、車両の後方部分を踏切内に残り停車した。その後、踏切の警報機が鳴り、遮断機が下り始めたが、前方車両が動き出したため遮断機と接触することなく通過することができた。

問29 運行管理者は、荷主からの運送依頼を受けて、次のとおり運行の計画を立てた。この計画を立てた運行管理者の判断に関する次の1～3の記述のうち、適切なものには解答用紙の「適」の欄に、適切でないものには解答用紙の「不適」の欄にマークしなさい。なお、解答にあたっては、＜運行の計画＞及び各選択肢に記載されている事項以外は考慮しないものとする。

（荷主の依頼事項）

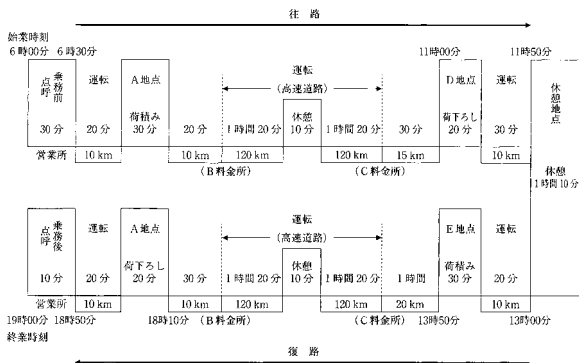
A地点から、重量が5,500キログラムの荷物を11時30分までにD地点に運び、その後戻りの便にて、E地点から5,250キログラムの荷物を18時30分までにA地点に運ぶ。

＜運行の計画＞

ア 乗車定員2名で最大積載量6,250キログラム、車両総重量10,930キログラムの中型貨物自動車を使用する。当該運行は、運転者1人乗務とする。

イ 当日の当該運転者の始業時刻は6時00分とし、乗務前点呼後6時30分に営業所を出庫して荷主先のA地点に向かう。A地点にて荷積み後、A地点を出発し、一般道を走行した後、B料金所から高速自動車国道（法令による最低速度を定めない本線車道に該当しないもの。以下「高速道路」という。）に乗り、途中10分の休憩をはさみ、2時間40分運転した後、C料金所にて高速道路を降りる。（B料金所とC料金所の間の距離は240キロメートル）その後、一般道を経由し、D地点には11時00分に到着する。荷下ろし後、休憩施設に向かい、当該施設において11時50分から13時00分まで休憩をとる。

ウ 13時00分に休憩施設を出発してE地点に向かい、荷積みを行う。その後、13時50分にE地点を出発し、一般道を経由し往路と同じ高速道路を走行し、その後、一般道を経由し、荷主先のA地点に18時10分に到着する。荷下ろし後、営業所に18時50分に帰庫する。営業所において乗務後点呼を受け、19時00分に終業する。

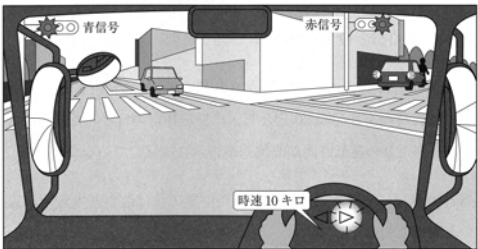


1. B料金所からC料金所までの間の高速道路の運転時間を、制限速度を考慮して2時間40分と設定したこと。
2. 当該運転者は前日の運転時間が9時間00分であり、また、当該運転者の翌日の運転時間を8時間50分とし、当日を特定の日とした場合の2日を平均して1日当たりの運転時間が改善基準告示に違反していないと判断したこと。
3. 当日の運行における連続運転時間の中断方法は改善基準告示に違反していないと判断したこと。

問30 運行管理者が運転者に対して実施する危険予知訓練に関する次の記述において、問題に示す【交通場面の状況等】を前提に、危険要因などを記載した表中のA、Bに最もふさわしいものを【運転者が予知すべき危険要因の例】の①～⑤の中から、また、C、Dに最もふさわしいものを【運行管理者による指導事項】の⑥～⑩の中からそれぞれ1つ選び、解答用紙の該当する欄にマークしなさい。

【交通場面の状況等】

・信号機のある交差点を右折しようとしている。	・制限速度：時速60キロ
・右折先の道路に駐車車両があり、その陰に歩行者が見える。	・路面：乾燥
・対向直進車が接近している。	・天候：晴
	・車両：4トン車
	・運転者：年齢48歳
	・運転経験：17年



運転者が予知すべき危険要因の例

運行管理者による指導事項

対向車が交差点に接近しており、このまま右折をしていくと対向車と衝突する危険がある。	→	C
A	→	右折の際は、横断歩道の状況を確認し、特に横断歩道の右側から渡ってくる自転車等を見落としやすいので意識して確認をすること。
右折していく道路の先に駐車車両の陰に歩行者が見えるが、この歩行者が横断してくるとはねる危険がある。	→	D
B	→	対向車が通過後、対向車の後方から走行してくる二輪車等と衝突する危険があるため、周辺の交通状況をよく見て安全を確認してから右折すること。

【運転者が予知すべき危険要因の例】

- ① 右折時の内輪差による二輪車・原動機付自転車などの巻き込みの危険がある。
- ② 横断歩道の右側から自転車又は歩行者が横断歩道を渡ってくるのが考えられ、このまま右折をしていくと衝突する危険がある。
- ③ 車幅が広いので、右折する交差点で対向車線へはみ出して衝突する危険がある。
- ④ 右折時に対向車の死角に隠れた二輪車・原動機付自転車を見落とし、対向車が通過直後に右折すると衝突する危険がある。
- ⑤ 急停止すると後続車に追突される危険がある。

【運行管理者による指導事項】

- ⑥ 対向車の速度が遅い時などは、交差点をすばやく右折し、自転車横断帯の自転車との衝突の危険を避けること。
- ⑦ スピードを十分落として交差点に進入すること。
- ⑧ 対向車があるときは無理をせず、対向車の通過を待ち、左右の安全を確認してから右折をすること。
- ⑨ 交差点に接近したときは、特に前車との車間距離を十分にとり、信号や前車の動向に注意しながら走行すること。
- ⑩ 交差点内だけでなく、交差点の右折した先の状況にも十分注意を払い走行すること。

令和元年度 第1回 運行管理者試験問題正答表（貨物）（令和元年8月25日実施）

問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
1, 4	1, 2	3	A:4 B:6 C:5	2, 4	1, 3	2	4	1	1, 4
問11	問12	問13	問14	問15	問16	問17	問18	問19	問20
A:1, B:1 C:2, D:2	2	2	A:2, B:2 C:3, D:3	1, 3	2	2, 3	1, 3	2	A:1 B:1 C:1
問21	問22	問23	問24	問25	問26	問27	問28	問29	問30
1, 3	3	4	適 4 不適 1, 2, 3	2, 3, 4	適 2, 3, 4 不適 1	適 2, 3, 4 不適 1	適 3 不適 1, 2, 4	適 2 不適 1, 3	A:2, B:4 C:8, D:10

安全管理者・安全衛生推進者能力向上講習会を開催

～労働災害防止セミナー～（事故事例に見る法令違反と事業者責任）

陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部は大阪府トラック協会との共催により8月28日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて安全管理者・安全衛生推進者能力向上講習会を開催、会員事業者から78名が参加した。

平成30年度の陸運業における大阪府内の労働災害は、死亡災害は9人で平成29年度に比べて2人減少しているものの、死傷者数は1,390人で148人の増加となっている。

また、死傷災害では、荷役災害が7割以上を占め、そのうち墜落・転落が最も多く、3割を占めている。こうしたことから、今後の労働安全衛生活動の取り組みの一助としていただくためセミナーを開催した。大阪労働局 労働基準部 安全課 地方産業安全専門官 手柴理章氏より挨拶、労働災害発生状況の説明のあと、「事故事例に見る法令違反と事業者責任について」、陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 酒井雅彦氏より講義が行われた。



令和元年度 整備管理者選任後研修

近畿運輸局大阪運輸支局主催による令和元年度整備管理者選任後研修が8月29日、大阪府トラック総合会館・研修センターにおいて開催され、会員事業者の整備管理者ら147名が参加した。

道路運送車両法第50条の規定に基づき選任された『整備管理者』は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条で運輸局長の行う「研修」の受講が義務付けられている。また、当研修は2年毎の受講となり、平成29年度研修修了者が今回受講の対象となる。

研修会では、はじめに主催者を代表して近畿運輸局大阪運輸支局 検査・整備・保安部門 湯原陸運技術専門官が挨拶を行った。

この後研修に入り、引き続き、湯原陸運技術専



門官より「整備管理の現況」について、（一社）大阪府自動車整備振興会担当者より「メンテナンスの必要性」についてそれぞれ講義が行われ、受講者は車両整備の重要性をあらためて認識した。

第34回

全国フォークリフト運転競技大会 大阪府支部出場選手選考会を開催

第34回全国フォークリフト運転競技大会大阪府支部出場選手選考会は、梅雨が明けた7月28日(日)大阪運輸倉庫(株)南支店堺営業所構内で開催され、府内事業所から選出された代表8名で「学科」「点検」「運転」競技の3種目で知識と技能で競い合いました。

特に、点検、運転競技は、梅雨が明け気温30度

を超す天候の中で行われたので、競技が終わるたびに見学者50数名の方から大きな拍手で健闘をたたえられていました。

昨年「女性の部」が常設されましたが、今年は、女性の参加者はありませんでした。

入賞されました方々の成績は、次のとおりです。

敬称略 (満点：1000点)

一般の部	氏 名	所 属 事 業 所	総合得点
優 勝	天 野 考 丞	日通関西物流(株)	983
準優勝	小宮山 徳 人	日本通運(株) 大阪支店	967
賞(3位)	宮 下 勝 行	(株)日立物流西日本 北大阪営業所	947



学科競技



点検競技



運転競技



入賞の左から宮下さん、天野さん、小宮山さん

グリーン・エコプロジェクト継続セミナーを開催

大阪府トラック協会は8月22日、大阪府トラック協会・研修センターにおいてグリーン・エコプロジェクト継続セミナーを開催し、13事業者が参加した。

このセミナーは、グリーン・エコプロジェクトのステップアップセミナー（全5回）を終了した受講者を対象に、更に内容を濃くした継続的なサポートを目的としたもの。

当協会では、各企業の管理者育成を目的とし、社内教育体制の構築を支援することを目的としたグリーン・エコプロジェクト事業を平成25年度より実施している。



（一社）大阪府トラック協会 助成事業 「グリーン・エコプロジェクト」概要

■プロジェクトの目的

管理者育成を目的とします
社内教育体制の構築を支援します

■参加事業者による取り組み

- ① 車両ごとに燃費記録用紙を記入
- ② 管理者は活動の基盤となるステップアップセミナー（2ヶ月に1回・全5回のセミナー）に参加
- ③ ステップアップセミナーを修了後、より活動を推進するための継続セミナーに進みます

※セミナーにて、社内教育用資料を提供します

■参加のメリット

- ・ドライバーのやる気を高めます
- ・ドライブレコーダー、デジタコの有効的な活用方法をお伝えします
- ・事故防止のための効果的な方法をお伝えします
- ・管理者に社内教育・指導法をお伝えします

※（公財）交通エコロジー・モビリティ財団主催の、「グリーン経営認証制度」の取得に向けた環境整備の一環としても効果的です

※ 大阪府助成対象事業のため、ステップアップセミナーに無料でご参加いただけます
継続セミナーは、事業者様に一部料金をご負担いただくこととなります

※ 府内の事業所、及び府内ナンバーの車両が対象となります

◆後援：近畿運輸局、大阪府、（公財）交通エコロジー・モビリティ財団、（公社）全日本トラック協会



活動ポスター

お問合せ先 ◆交通・環境部 Tel：06-6965-4033

◆グリーン・エコプロジェクト事務局（業務提携先：㈱アスア）
Tel：0120-415-510 担当：森、菅谷



セミナー風景



セミナー提供資料

2019年度

「トラック運送業界における 点検整備推進運動」について

強化月間：9月1日（日）～10月31日（木）

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在であります。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がることが多く、平成29年10月には脱落したスペアタイヤに起因する死亡事故も発生しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められています。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要があります。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開します。

本運動は1年を通じて実施するものとするが、2019年9月1日（日）から9月30日（月）までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各地方が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施しますので、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底してください。

●大型車の重点点検項目

点検箇所		点検時期	3ヶ月点検	12ヶ月点検
走行装置	ホイール		タイヤの状態	同左
			ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷
原動機	燃料装置		燃料もれ	同左
電気装置	電気配線		接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	同左

●黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備を自主的に実施にしてください。

●DPF（黒煙除去フィルタ）等の後処理装置付き車について、確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ（灰分）の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油（S10）の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法についてご確認ください。

令和元年度 整備管理者選任前研修の実施計画

1. 研修日

第 13 回	令和元年 10 月 8 日（火曜日）	第 16 回	令和元年 11 月 6 日（水曜日）
第 14 回	令和元年 10 月 9 日（水曜日）	第 17 回	令和元年 12 月 16 日（月曜日）
第 15 回	令和元年 11 月 5 日（火曜日）	第 18 回	令和元年 12 月 17 日（火曜日）

2. 受付・研修時間

受付時間 13 時 15 分～13 時 30 分（時間厳守）

研修時間 13 時 30 分～16 時 30 分

3. 研修場所

大阪運輸支局 2 階 大会議室 寝屋川市高宮栄町 12－1

4. 研修対象者

道路運送車両法施行規則第 31 条の 4 第 1 号の規定に基づく選任（実務経験による選任）を予定している者とする。

5. 定員

各回 60 名

6. 持参して頂くもの

本人確認のための運転免許証等

筆記用具（黒色ボールペン）※消えるボールペンは不可

整備管理者選任前研修受講申請書（受講番号が付された申請書）

7. 受講申込

①「整備管理者選任前研修受講申請書」に必要事項を記載し、大阪運輸支局まで FAX 又は郵送願います。

◆【FAX の場合】FAX：072-822-3450

◆【郵送の場合】送付先：〒572-0846 大阪府寝屋川市高宮栄町 12－1

大阪運輸支局 検査・整備・保安部門 保安担当あて

②運輸支局より、「受講番号」を記載した申請書を FAX にて返信します。

（送付から 4 日間が経過しても返信がない場合は、ご連絡ください。）

③研修当日、「受講番号」が記載された受講申請書をお持ちください。

8. 申込期限

各回研修実施日一週間前の 17：15 必着分まで、若しくは定員に達し次第終了。

9. 注意事項

事前申込がない場合、受講出来ません。

受付時間（13 時 15 分～13 時 30 分）に遅れた場合、受講出来ません。

10. お問い合わせ先

大阪運輸支局 検査・整備・保安部門 保安担当 電話：072-822-4374

お申し込みの際は、当支局ホームページにて空き状況をご確認ください。

(<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/seibi/seikanmaekensyu.html>)

受講番号
【支局使用欄】

整備管理者選任前研修受講申請書

近畿運輸局長 殿

受講者	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	昭和 平成 年 月 日

【支局使用欄】

下記により開催される、道路運送車両法施行規則第31条の4第1号に掲げる研修(整備管理者選任前研修)の受講を申請します。

記

・開催日

第 回 ・令和元年 月 日 () 13:30~16:30

大阪運輸支局 2階大会議室(受付時間:13:15~13:30)

- ・氏名は楷書で丁寧に記載して下さい。(特に外字を使用している場合は明瞭にお書きください。)
- ・上記開催日は、正確に記載して下さい。(回、月日、曜日が間違っている場合は受付出来ません。)
- ・申し込み期限までに定員に達した場合、受講できません。次回以降、若しくは他支局にて申し込みをしてください。
- ・返信された受講申請書を受講当日必ずお持ち下さい。
- ・受付時に本人確認を行いますので運転免許証(その他公的機関が証明した身分証明書)をご持参下さい。

事業の業態 1.トラック 2.バス 3.タクシー 4.自家用 いずれかに○をして下さい

事業者名	
営業所名	
住 所	
電 話	
F A X	

・必要事項を記入のうえ、申し込み期限までに下記あてに郵送又はFAXでお申し込み下さい。

◆申し込み期限

各回研修日一週間前の17:15必着分まで、若しくは、定員に達し次第終了。

・受講番号取得後FAXにて返信いたします。

4日間経過後返信がない場合、下記まで連絡下さいますようお願いいたします。

〒572-0846
大阪府寝屋川市高宮栄町12番1号
大阪運輸支局 検査・整備・保安部門 (保安担当)
TEL:072-822-4374
FAX:072-822-3450



軽油引取税全国連絡会・大阪府不正軽油防止対策協議会

第14回 OCHIS セミナーのご案内

「安全・健康対策へのアプローチ手法とマネージメント」

～ナビシステム®から見てきた業界の全容と事業者の成功事例～

日時： 2019年11月7日（木） 13：30～17：00 （17：10～ 情報交流会）

場所： 大阪大学中之島センター 10F 佐治敬三メモリアルホール（大阪市北区中之島4-3-53）

参加費： 運輸交通・健康保険組合等関係者：1,000円 / その他：5,000円

※情報交流会ご参加の方は、別途5,000円を頂戴いたします

定員： 100名 ※定員に到達次第、締切となります

※情報交流会につきましては、参加をお申込み後、11月5日（火）以降のキャンセルは、キャンセル料（会費100%）をいただきます。

◆ 詳細は、OCHISホームページをご覧ください。 <http://www.ochis-net.jp/>



定期健康診断の事後フォローをサポートする「運輸ヘルスケアナビシステム®」。全ト協事業として3年目を迎え、健診結果やアンケートを通じて、運輸事業者における労働環境、ドライバーの健康、生活習慣や意識まで、ほぼその全容が、個別にしかも総合的に見えてきました。今回は初公開ともいえる全容と、事業者様の活用における成功事例を通じて、そのアプローチ手法をご紹介します。

昨今、業界を問わず、「働き方改革」が喫緊の課題となっています。これらの複合的な情報の有効活用と、さらにその先のマネージメントに向けて、皆さんとともにその手法を探りたいと思います。

お申込み受付中、
FAXをお送りください！

参 加 申 込 書

- 必要事項をご記入の上、FAXでお申込みください
- 1 事業者さま 3 名様までのお申込みとさせていただきます
- 申込者と同行者の申込内容が異なる場合は、それぞれ個別にお申込みください

セミナー		☐ ご参加 ☐ ご欠席		情報交流会		☐ ご参加 ☐ ご欠席	
会社・団体名							
ご住所		〒					
TEL				FAX			
E-Mail							
①所属・役職				①お名前			
②所属・役職				②お名前			
③所属・役職				③お名前			

FAX送付先：06-6965-5261 ◆申込み締切：10月31日（木）

（公社）全日本トラック協会 運輸ヘルスケアナビシステム®受託機関・SAS対策事業指定機関
（一社）大阪府トラック協会 SAS検査受託機関

NPO法人 ヘルスケアネットワーク (OCHIS)



〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号 大阪府トラック総合会館3階
TEL：06-6965-3666 FAX：06-6965-5261 E-mail：sas@ochis-net.com

ヘルスケアネットワーク

検索



令和元年度

事故防止機器購入（リース）費用の一部助成

当組合では、今年度も引き続き事故防止を推進するため、事故防止機器購入（リース）にあたって、購入経費の一部を助成します。

1、助成対象者

対人共済契約のある組合員

2、助成対象機器（3種類）

- ① ドライブレコーダー（ドラレコ単体）
- ② デジタルタコグラフ（デジタコ単体）
- ③ ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ（一体型）

3、実施期間

令和元年8月1日～令和2年2月28日

全機種とも平成31年1月1日以降に導入された機器に適用します。

なお、助成予算額に達した時点で受付を終了させていただきます。 ※申請の前に当組合のHPをご覧ください
もしくはお電話にて事故防止サービス課までご確認ください

4、助成台数と助成金額

助成金額は、1台あたり 10,000円 とします。

尚、購入金額が10,000円未満の場合はその購入金額を助成します。助成台数は助成対象機種ごとに下記の区分別助成台数表の助成台数が上限となります。

また、トラック協会の助成との重複利用も可能です。

－お問い合わせ先－

近畿交通共済協同組合 事故防止サービス課 Tel 06-6965-2826

(区分別助成台数表)

台数区分	対人契約台数(平成31年3月末)	助成台数(上限)
A	100台以上	25台まで
B	50台～99台	15台まで
C	11台～49台	10台まで
D	6台～10台	5台まで
E	1台～5台	対人契約台数

自動車共済・自賠償共済は、ぜひ近畿共済でご契約を

近畿共済は貨物自動車運送事業者が相互扶助の精神のもと、組織された共済組合です。
お問い合わせ・連絡先 契約サービス課（06-6965-2824）まで

D.K 大貨健保のページ

大貨健保に加入のみなさまへ

契約保養施設のご案内

全国にある大貨健保の契約保養施設を利用して、お得に旅をしませんか？

施設名	所在地	電話番号
ダイワロイヤルホテルズ	全国	西日本営業部予約センター 0120-017-626
青山ガーデンリゾート ホテル ローザブランカ	三重県伊賀市	0595-52-5586
不死王閣	大阪府池田市	072-751-3540
みのお山荘 風の杜	大阪府箕面市	072-722-2191
河内長野荘	大阪府河内長野市	0721-62-6666
千早赤阪村営宿泊施設 香楠荘	大阪府千早赤阪村	0721-74-0321
ホテルマーレたかた	京都府舞鶴市	0773-66-2000
ホテルよしだ	京都府舞鶴市	0773-64-6600
料理旅館 松風	京都府宮津市	0772-26-0139
普門院	和歌山県高野山	0736-56-2224
ホテルしらさぎ	和歌山県白浜町	0739-46-0321
千種旅館	香川県小豆島	0879-84-2153
若狭高浜観光協会	福井県高浜町	0770-72-0338
かんぽの宿	全国	詳しくはかんぽの宿 ホームページをご覧ください

✓補助金額

被保険者：3,000 円

被扶養者：1,500 円(3 歳以上) ※2 連泊まで補助対象

✓利用方法

施設に予約後、大貨健保に「契約保養施設利用申込・補助金交付申請書」を提出してください。

「利用通知書」を発行いたしますので、宿泊の際に施設のフロントに提出して、補助金を差し引いた額をお支払いください。

健康管理センター ☎06-6965-4056



大貨特退共のページ

【特定退職金共済制度について】

特定退職金共済制度とは、業界団体がその業界の特殊性に基づき、退職金共済制度を実施するものです。事業主が従業員の将来の退職金支払いに備えて、退職金を特定退職金共済団体に毎月共済掛金として払い込みをし、従業員が退職した時に規約に基づいた退職金を給付します。

このように特定退職金共済制度は、企業にとって雇用の安定と退職金が計画的に準備できるもので経営基盤の安定が図れ、退職金に要する資金の実質的な軽減化と、従業員に対する退職金の給付が保証されます。

『制度の特色』

- ★共済掛金は1人月額30,000円まで損金算入（1,000円から500円きざみで選択可能）
- ★労務対策としても好適

『給付表』

加入年数 \ 月額掛金	2口	4口	6口	8口	10口	20口	30口	40口	60口
1年	4,100	8,200	12,300	16,400	20,500	41,000	61,500	82,000	123,000
2	23,600	47,200	70,800	94,400	118,000	236,000	354,000	472,000	708,000
3	35,300	70,600	105,900	141,200	176,500	353,000	529,500	706,000	1,059,000
4	48,000	96,000	144,000	192,000	240,000	480,000	720,000	960,000	1,440,000
5	60,100	120,200	180,300	240,400	300,500	601,000	901,500	1,202,000	1,803,000
10	121,100	242,200	363,300	484,400	605,500	1,211,000	1,816,500	2,422,000	3,633,000
20	253,200	506,400	759,600	1,012,800	1,266,000	2,532,000	3,798,000	5,064,000	7,596,000
30	391,600	783,200	1,174,800	1,566,400	1,958,000	3,916,000	5,874,000	7,832,000	11,748,000

『資産の運用』

生命保険会社で新企業年金保険契約に基づく、元本保証と保証利率0.75%の一般勘定で安全運用

特定退職金共済制度についてのお問合せ

お手数ですが該当事項に○印をご記入のうえ
FAXにてご返信ください

- ① 検討したい
- ② 詳しい資料が欲しい
- ③ 説明を聞きたい
- ④ 加入したい

ご住所	
会社名称	
電話番号	
ご担当者	

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
一般社団法人 大阪府貨物運送特定退職金共済会
電 話 06-6965-2230
FAX 06-6965-2231

●委託保険会社（委託割合）
住友生命保険相互会社(64.3%) [事務幹事]
日本生命保険相互会社(31.2%)
明治安田生命保険相互会社(4.5%)
委託保険会社は、各ご加入者の加入金額のうち、それぞれの委託割合（平成14年7月4日現在）による保険契約上の責任を負います。（委託会社および委託割合は変更されることがあります。）

この頁をコピーしてそのままFAX下さい

今月の 「Let's Try Cooking 1. 2. 3」

学校法人行吉学園 発行
神戸女子大学・神戸女子短期大学食物研究会 編集
「食物と健康」No.162 より掲載
<http://www.yg.kobe-wu.ac.jp>



豚肉 彩り豚巻かつ

【材料】1人分(2本)

豚ロース肉(スライス)	約30g×2枚
ほうれん草	約15g×2ヶ
なす	約5g×2ヶ
かぼちゃ	約7-8g×2ヶ
塩	0.4g(少々)
こしょう	少々
小麦粉	5g(大さじ1/2強)
水	15g(大さじ1)
パン粉	6-7g(小さじ2)
〈付け合せ〉	
大根	35g
ポン酢	5g(小さじ1)

※なすだけでも味は美味しく仕上がる

【作り方】

- ① ほうれん草は、下茹で後、水気をきり、約7cm長さに切る。
- ② なすとかぼちゃは、約7cm長さの棒状に切る。
- ③ 豚肉をまな板に並べて水溶き小麦粉をつけ、ほうれん草となすをのせて巻く。
- ④ ③で残った水溶き小麦粉に、分量の塩とこしょう少々を入れる。
- ⑤ ③で作った肉巻きを④にくぐらせ、パン粉をつける。
- ⑥ ⑤を約170℃の油で揚げる。
- ⑦ 大根はすりおろして⑥と共に器に添える。ポン酢でいただく。

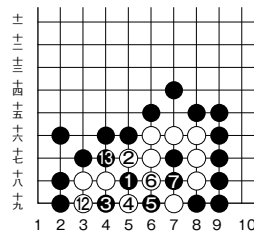
【栄養DATA/1人分】

エネルギー	370kcal
たんぱく質	14g
脂質	27g
食塩	0.9g
食物繊維	2.5g
鉄	1.1mg
ビタミンB1	0.5mg

詰め囲碁【解答】

【解答】 黒先自死

黒1、3が白の弱点をつく急所です。白4からの追撃に惑わされてはいけません。白8(≡7の下)に黒9(≡7)とさらに取り返し、白10(≡4)には黒11(≡7の下)とつないで大丈夫。黒13まで無条件で白を仕留めました。手順中黒3を6は、白13、黒7、白4と生かれます。



初手を黒3は、白1、黒12、白4で生きます。初手を黒6は、白1と生かされて黒失敗です。数子を取ったり取られたりする錯覚しやすい変化なので、細心の注意が必要でした。

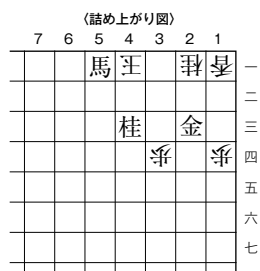
詰め将棋【解答】

【正解手順】

- 2二飛成 同玉
- 3四桂 同歩
- 2三金 3一玉
- 4三桂不成
- 4一玉
- 5一角成

【解説】

3四桂と角道を通すことで、うまい収束となる。



近畿地区軽油価格調査集計表(2019年7月分)

全ト協調ベ

※消費税抜き価格です

■単純集計表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	103.35	95.36	102.44

■元売別集計表

元売別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
J X T G エネルギー	104.20	95.31	104.27
出 光	115.00	96.45	100.32
昭 和 シェル	121.50	97.13	99.80
エクソンモービル			
キ グ ナ ス		93.65	
コ ス モ		94.43	104.37
そ の 他	97.22	95.37	101.74

■月間購入量別集計表

月間購入量別	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	101.69	95.33	103.61
30～50キロリットル未満		95.86	97.09
50～100キロリットル未満	115.00	93.37	99.70
100キロリットル以上			

■支払期限別集計表

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	109.07	94.35	101.40
30～60日未満	100.98	95.57	102.71
60日以上	95.70	99.07	104.85

■軽油価格推移表

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2019年3月	104.20	96.66	104.12
2019年4月	106.81	99.63	106.88
2019年5月	105.66	100.23	108.52
2019年6月	105.92	95.36	104.00
2019年7月	103.35	95.36	102.44

軽油「元売別」購入価格表(1ℓ当たり) (2019年7月度)

大ト協調ベ

※消費税抜き価格です

項目 元売別	ス タ ン ド 買 い		ロ ー リ ー 買 い	
	平均(円)	最低(円)	平均(円)	最低(円)
エ ネ オ ス	111. 4	97. 3	96. 6	93. 4
出 光	106. 9	100. 2	98. 4	92. 8
昭 和 シェル	105. 7	98. 0	94. 6	93. 5
モ ー ビル	105. 0	105. 0		
エ ッ ソ	115. 0	115. 0	95. 9	93. 6
ゼ ネ ラル			94. 2	94. 2
キ グ ナ ス				
コ ス モ	106. 4	98. 5	95. 3	93. 0
そ の 他	103. 4	97. 4	94. 8	82. 5
全 社	(加重平均値)108. 0	(最低価格)97. 3	(加重平均値)96. 0	(最低価格)82. 5

府下営業用トラック増・減車状況

(最近3ヵ月)

	増・減車区分	事 前 届 出					
		件 数			台 数		
		5 月	6 月	7 月	5 月	6 月	7 月
特別積合せ	増 車	25	32	28	59	88	80
	減 車	20	35	29	44	87	57
一 般	増 車	(14)617	(5)60	(8)697	(57)1,141	(22)1,141	(38)1,119
	減 車	575	575	505	966	966	789
特 定	増 車						
	減 車						
合 計	増 車	(14)642	(5)92	(8)725	(57)1,200	(22)1,229	(38)1,199
	減 車	595	610	534	1,010	1,053	846

※ () 新規許可内数(大阪運輸支局調べ)

◎運行管理者等指導講習業務

(2019年7月末現在)

区 分 年 月	一 般 講 習				基 礎 講 習		特 別 講 習	
	開催回数	受講者数と区分			開催回数	受講者数	開催回数	受講者数
		運行管理者	補助者等	計				
2019年7月	2	258	51	309	1	142	0	0
2019年度累計	3	317	68	385	3	437	1	23

◎適性診断業務

(2019年7月末現在)

区 分 年 月	受 診 者 数						
	任 意		義 務				合 計
	一般	特別	初任	適 齢	特定Ⅰ	特定Ⅱ	
2019年7月	1,089	1	438	81	9	0	1,618
2019年度累計	4,771	2	1,823	258	32	507	7,393

🌸 お悔やみ申し上げます 🌸

(株)井上商工輸送 (高槻市天川新町15ノ2(株)日冠自動車内=東大阪支部) 社長 ご令室 吉田芳江殿、8月1日死去、79歳。葬儀は8月4日午前11時から高槻市安満御所の町4ノ1の高槻市立葬祭センター第2式場にて執り行われた。

稲野運輸(株) (箕面市小野原西1ノ1ノ2=河北支部) 社長 ご岳母 稲野壽子殿、8月18日死去、83歳。葬儀は8月22日午前11時から箕面市半町4ノ6ノ32の箕面市立聖苑にて執り行われた。

山徳運送(株) (東大阪市南荘町10ノ8=東大阪支部) 会長 山田行雄殿、8月22日死去、93歳。葬儀は8月24日午前10時から東大阪市桜町2ノ6の泉屋瓢箪山メモリアルホールにて執り行われた。

長田産業(株) (交野市私部3ノ2ノ14=東北支部) 会長 長田勇殿、8月26日死去、80歳。葬儀は8月29日午前11時から枚方市出屋敷西町2ノ12ノ1の枚方玉泉院にて執り行われた。



物流を支え社会とともに発展するトラック。
がんばるトラックの姿を知っていただくために『トラックフェスタ』を開催します。

トラックフェスタ

交通フェア 2019

ステキな景品が当たる
大抽選会!!

1回目 11時40分
2回目 16時20分



トラックは生活と経済のライフライン

10月27日(日)

堺市・浜寺公園「中央花壇等」

11:00~16:30

★ 10:30~11:00 大阪府警察隊の演奏

※ 荒天の場合は11月3日(日)に延期



買う・見る・遊ぶ

- ・フリーマーケット
(トラック輸送物品等の販売)
- ・遊戯店等の出店
- ・交通安全教室
- ・吹奏楽等の演奏他アトラクション

- ・パトカー・白バイ等の試乗体験
- ・子供運転免許証の交付
- ・高所作業車、地震体験車コーナー
- ・小学生、中学生、高校生を対象としたトラックへの試乗体験 他



体験する



ポニーも
来るよ



展示・配布他

- ・Gマークラッピング車の展示等
- ・引越安心マークの周知
- ・緊急救援物資輸送のパネル展示
- ・無料健康相談や血圧測定、SASリーフレット配布、健康関連商品の展示と無料配布
- ・求職者向け運送業界への相談窓口
- ・こどもミュージアムプロジェクトによるトラック展示

★他にも楽しいイベントがいっぱい!遊びに来てね!★



トラ坊
(一社)大阪府トラック協会
シンボルキャラクター

主催 一般社団法人 大阪府トラック協会



大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
TEL 06-6965-4000
ホームページ <https://www.truck.or.jp/>

後援 近畿運輸局、大阪府、大阪府警察、堺市

このイベントをチャリティとして位置づけ、売上金の一部を交通遺児等へ寄付いたします。



★南海本線「浜寺公園」駅すぐ
★阪堺線「浜寺駅前」駅すぐ
★JR羽衣線「東羽衣」駅から北西へ徒歩450m



トラ坊
(一社)大阪府トラック協会
シンボルキャラクター

「安心」を運ぶ、それが私たちの誇りです。

編集・発行人 一般社団法人 大阪府トラック協会
専務理事 滝口 敬介

9月の安全運転実践目標

大阪府自動車交通事故防止実行会
大阪府警察本部交通部

秋の全国交通安全運動

9月21日(土)～30日(月)

全国重点

- 子供と高齢者の安全な通行の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
- 全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

大阪重点

- 二輪車の交通事故防止



スローガン

- 小さな手 上げたら大きな 赤信号
～「横断歩道ハンドサイン運動」実施中！～

「横断歩道ハンドサイン運動」

主に信号機が設置されていない横断歩道において、歩行者の安全を確保する運動です。

動画サイト「YouTube」内で、「横断歩道ハンドサイン運動」を紹介しているよ。



「大阪府警察交通部公式チャンネル」でネット検索か、QRコードを読み込んでね。



カチッとね ベルトが守る その笑顔

みなさんのご協力をお願いします

事業用貨物自動車の交通事故発生状況

● 各年の 12 月末までの確定値

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
件 数	2,380	2,342	2,164	2,144	2,000
死 者 数	24	29	19	21	21
負 傷 者 数	2,993	2,901	2,666	2,684	2,514

● 各年の 7 月末までの確定値

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
件 数	1,295	1,244	1,160	1,093	1,061
死 者 数	14	11	9	13	9
負 傷 者 数	1,579	1,511	1,436	1,380	1,279

● 各年の 7 月中の確定値

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
件 数	252	171	193	173	170
死 者 数	2	1	2	3	2
負 傷 者 数	313	208	246	223	206

注：件数は事業用貨物自動車 が 1 当となった事故件数、死傷者数はその事故により生じた全死傷者数を計上。

通 報

大ト協第131号
2019年8月

会 員 各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

2019年度「整備管理者」選任後研修の開催について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、協会運営に格別のご理解ご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、道路運送車両法第50条の規定に基づき選任された『整備管理者』につきましては、貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条で運輸局長の行う「研修」の受講が義務付けられています。

つきましては、「2018年度 整備管理者選任後研修 未受講者」または「2019年度に新たに選任された整備管理者」を対象に、下記のとおり「研修」が開催されることとなりましたのでご案内いたします。各位におかれましては業務ご多用中のところ誠に恐縮ですが、対象者のご受講方について格別のご高配をくださいますようお願い申し上げます。

なお、当研修は2年毎の受講となりますので、既に2019年度の研修を受講された方には受講義務はございません。

記

1. 日時・場所 ① 2019年11月7日(木) 10:15～12:15
 ② 2019年11月7日(木) 14:00～16:00
 『大阪市立中央公会堂「大集会室」』
 大阪市北区中之島1-1-27 電話06-6208-2002
 ※駐車設備がございませんので、公共交通機関でお越しください。

 ③ 2019年11月21日(木) 14:00～16:00
 『岸和田市立浪切ホール「大ホール」』
 岸和田市港緑町1-1 電話072-439-4173
2. 受講料 1名につき1,000円(研修資料代他)
 ※当日、会場受付で申し受けますが、釣り銭のいらないようご準備をお願いします。
3. 研修内容 (1) 整備管理者制度および関係法令について
 (2) その他
4. 研修資料 近畿運輸局監修 整備管理者研修資料(※2019年度版を使用します)
5. 講師 近畿運輸局 大阪運輸支局 整備部門 担当官 他
6. 申込方法 「申込書 兼 受講票」にご記入のうえ、10月31日(木)までに大阪府トラック協会〔適正化事業部〕へFAX. 06-6965-1902にてお申し込みください。
 お送りいただいた「申込書 兼 受講票」は受付の際に必要となりますので、当日必ずご持参ください。

○研修に関するお問い合わせは、

・（一社）大阪府トラック協会 適正化事業部（ Tel. 06 - 6965 - 4024 ）

までお願いいたします。

「 大阪市中央公会堂 」



※ 会場には駐車設備がありませんので、当日は公共交通機関を利用してお越しください。

〔最寄り駅： 大阪市営地下鉄御堂筋線・京阪電鉄 … 各「淀屋橋」駅〕

「 浪切ホール 」



〔最寄り駅： 南海電鉄南海線 … 「岸和田」駅〕

一般社団法人大阪府トラック協会 適正化事業部 行

2019年度整備管理者選任後研修

申込書 兼 受講票

① 11月 7日 (木) 10:15～ 中央公会堂

② 11月 7日 (木) 14:00～ 中央公会堂

③ 11月 21日 (木) 14:00～ 浪切ホール

※ご希望 1つ に○印をつけてください

ふりがな

事業者名

支部名

住 所

電話番号

受 講 者

ふりがな

氏 名

生年月日

昭和 / 平成

年

月

日

FAX. (06) 6965-1902

「修了証」について

- ・受講者に大阪運輸支局より「修了証」が交付されます。

当日持参いただく物

- ・受講料(1,000円)
- ・筆記用具
- ・「申込書 兼 受講票」
- ・運転免許証(その他公的機関が証明した身分証明書) ※受付時に本人確認を行います。

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

トラック運送業界の働き方改革実現に向けた アクションプラン等周知セミナー（第2回目）の開催について （ご 案 内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご高配を賜わり誠にありがとうございます。

さて今般、全日本トラック協会では昨年3月に策定した、トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプランに基づき、トラック運送事業者の取組内容を具体的かつ詳細に説明した解説書を作成いたしました。

これを受け当協会では、トラック運送事業者が時間外労働の上限規制をはじめとした働き方改革に適切に対応できるようにするため、本解説書を活用したセミナーを全日本トラック協会と共催で下記により開催することといたしました。

つきましては、各位におかれましては何かとご多用のところを誠に恐縮ですが、お繰り合わせのうえ、ぜひともご参加賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、本セミナーは10月24日（木）開催分と同様の内容であり、来年1月にも開催いたします。今回の参加が難しい場合は、次回開催分へのご参加もご検討いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 日 時 **2019年11月19日（火）午後2時～午後4時10分（予定）**
2. 場 所 大阪府トラック総合会館 6階 601号室
大阪市城東区鳴野西2-11-2 TEL（06）6965-4033
3. 主 催 （公社）全日本トラック協会、（一社）大阪府トラック協会、
4. 内 容 （1）「働き方改革関連法」及び「改正貨物自動車運送事業法」の概要について
（2）トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン
5. 定 員 100名（定員になり次第締め切らせていただきます）
6. 申込方法 11月11日（月）までに裏面申込書によりFAXでお申し込みください。

一般社団法人大阪府トラック協会 交通・環境部行

**「トラック運送業界の働き方改革実現に向けたアクションプラン等
周知セミナー（第2回目）」参加申込書**

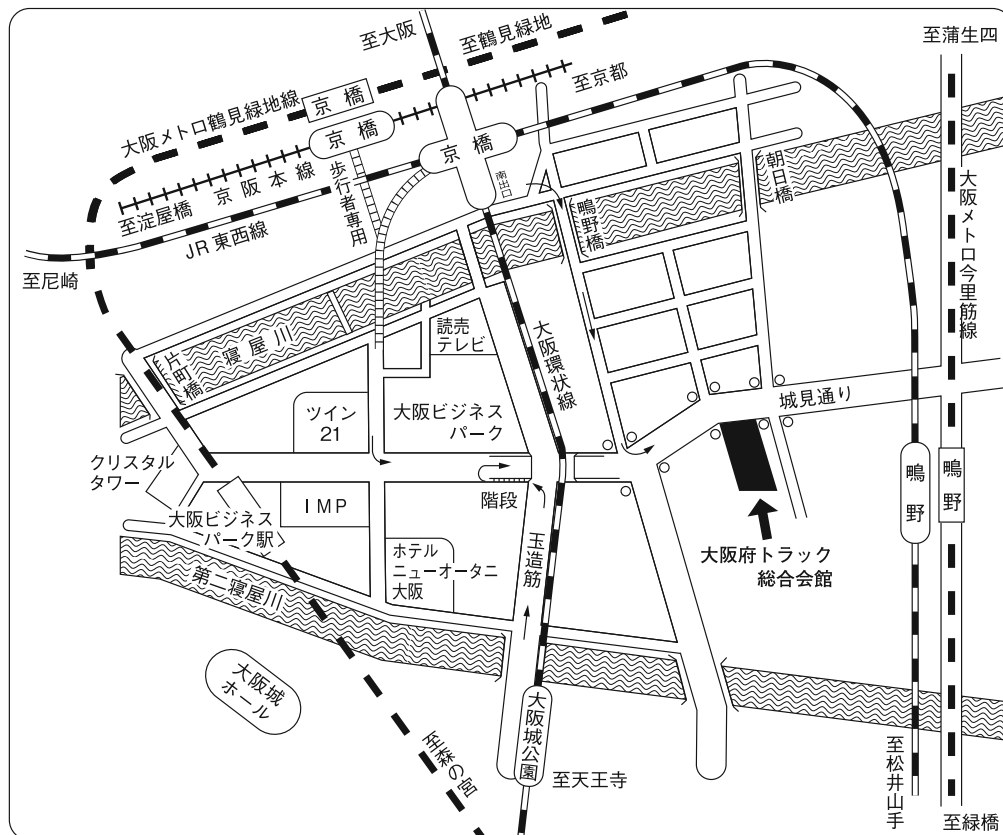
(11/19)

貴社名 _____ 支部名 _____

ご出席者氏名

FAX. (06) 6965-4029

大阪府トラック総合会館



交通のご案内

JR大阪環状線大阪城公園駅下車徒歩約10分・京橋駅南出口下車徒歩約10分
京阪本線京橋駅下車徒歩約15分・JR東西線京橋駅南出口下車徒歩約10分
大阪メトロ鶴見緑地線大阪ビジネスパーク駅下車徒歩約10分・京橋駅下車徒歩約20分

通 報

大ト協第160号
2019年9月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

2019年度「ドライブレコーダ実践セミナー」の開催について (ご 案 内)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会運営に格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、ドライブレコーダはドライバーの運転の「見える化」による安全運転指導に役立つだけでなく、ドライバーを守るツールとしても注目されています。しかし毎日の業務が忙しく、せっかくの映像データを十分活用できていない事業者などのため、ドライブレコーダを日常の安全指導に活用するための実践例を解説するセミナーを下記により開催することといたしました。

みなさまにおかれましては、ご多用のこととは存じますが、お繰り合わせのうえ是非ともご参加賜りますようお願い致します。

記

1. 日 時 令和元年11月7日(木) 午後1時30分～午後4時30分
2. 場 所 大阪府トラック総合会館 6階 601号室
3. 講 師 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社ご担当者
※ 全日本トラック協会「トラック運送事業者のドライブレコーダ活用マニュアル」制作受託事業者
4. 内 容 実際に活用している事業者のインタビュー映像などを交え、ドライブレコーダを活用した指導の実例やツールを紹介し、ポイントを絞った解説をおこなうとともに、出席者同志の小集団での情報交換を行う。
○第1部：セミナー（1時間程度）
○第2部：小集団での情報交換（1.5時間程度）
※第2部では、出席者の中から情報交換の進行役を決める予定です。
5. 申込方法 2019年10月31日(木) までに裏面申込書によりFAXでお申し込みください。

一般社団法人大阪府トラック協会 交通・環境部行

(2019年度) ドライブレコーダ実践セミナー 申込書

(11/7)

事業者名

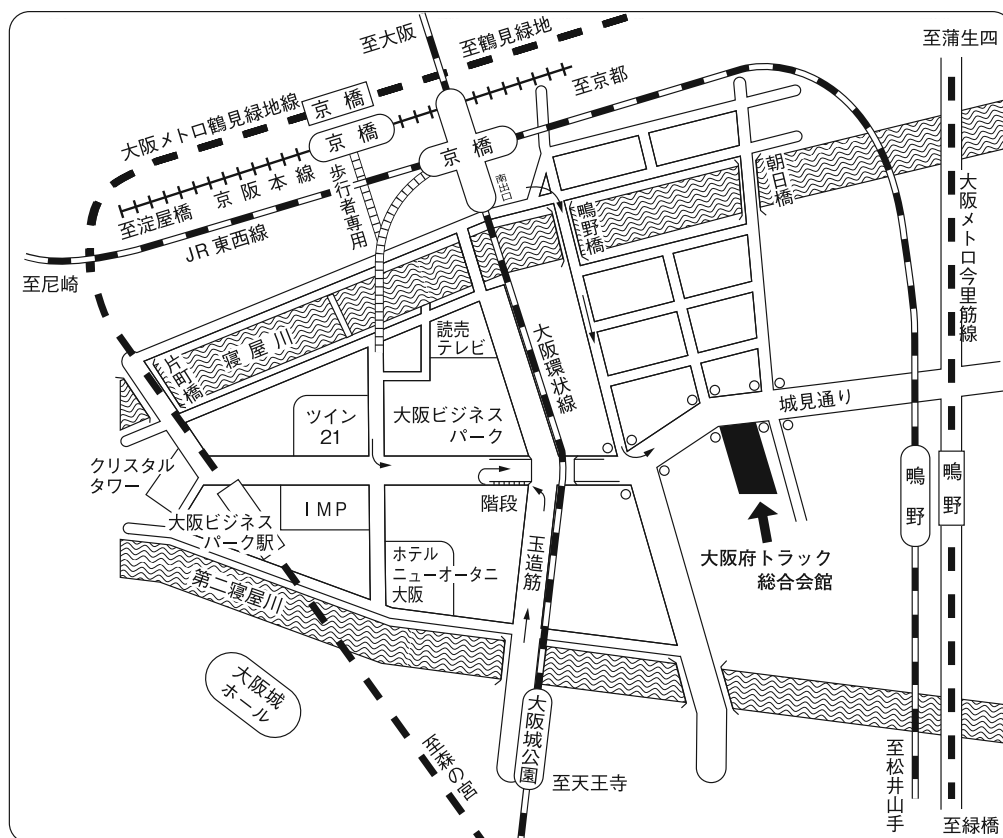
支部名

住所

参加者氏名

FAX. (06) 6965-4029

大阪府トラック総合会館



交通のご案内

J R大阪環状線大阪城公園駅下車徒歩約 10 分・京橋駅南出口下車徒歩約 10 分
京阪本線京橋駅下車徒歩約 15 分・J R東西線京橋駅南出口下車徒歩約 10 分
大阪メトロ鶴見緑地線大阪ビジネスパーク駅下車徒歩約 10 分・京橋駅下車徒歩約 20 分

通 報

大ト協第162号
2019年9月

会 員 各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

「第37回物流セミナー」の開催について (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご高配を賜わり、誠にありがとうございます。

さて、当協会ではかねてから荷主の皆様への業界PRと併せ、業界に対する理解と認識を深めていただくため『物流セミナー』を開催いたしております。こうした中で、本年度もトラック運送事業者並びに経済団体及び荷主企業を対象に『第37回物流セミナー』を下記のとおり開催することといたしました。

各位におかれましては、業務何かとご多用のこととは存じますが、お繰り合わせのうえ、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

記

- ・ 日 時 2019年11月18日(月) 14時～16時(予定)
- ・ 場 所 スイスホテル南海大阪 8階「浪華」
住所：大阪府大阪市中央区難波5-1-60 電話：06-6646-1111
- ・ 講 演 テーマ：「米中攻防とファーストウェイのゆくえ」
講 師：遠 藤 誉 (中国問題グローバル研究所所長)
※講師詳細は裏面をご覧ください
- ・ 参加費 無 料
- ・ 申込方法 2019年11月8日(金)までに別紙申込書によりFAX
(06-6965-1902)にてお申し込みください。
- ・ 問い合わせ先 (一社)大阪府トラック協会 適正化事業部
電話 06-6965-4024 FAX 06-6965-1902

講師プロフィール



中国問題グローバル研究所所長 ^{えんどう}遠藤 ^{ほまれ}誉 氏

1941年中国生まれ。

中国革命戦を経験し1953年に日本帰国。

「中国問題グローバル研究所」所長。

筑波大学名誉教授、理学博士。

中国社会科学院社会学研究所客員研究員・教授、北京大学アジア・
アフリカ研究所特約研究員、上海交通大学客員教授などを歴任。

著書

『「中国製造2025」の衝撃 習近平はいま何を目論んでいるのか』

『毛沢東 日本軍と共謀した男』（中文版・韓国語版もあり）

『チャイナ・セブン＜紅い皇帝＞習近平』

『卡子(チャーズ)中国建国の残火』（中文版・英文版もあり）

『チャイナ・ジャッジ 毛沢東になれなかった男』

『チャイナ・ナイン 中国を動かす9人の男たち』

『ネット大国中国 言論をめぐる攻防』

『中国動漫新人類 日本のアニメと漫画が中国を動かす』

『中国がシリコンバレーとつながるとき』など多数。

大阪府トラック協会 適正化事業部 行
(F A X 06-6965-1902)

「第 37 回物流セミナー」(11/18 開催) 申込書

会社名 _____ 支部名 _____

氏名 _____

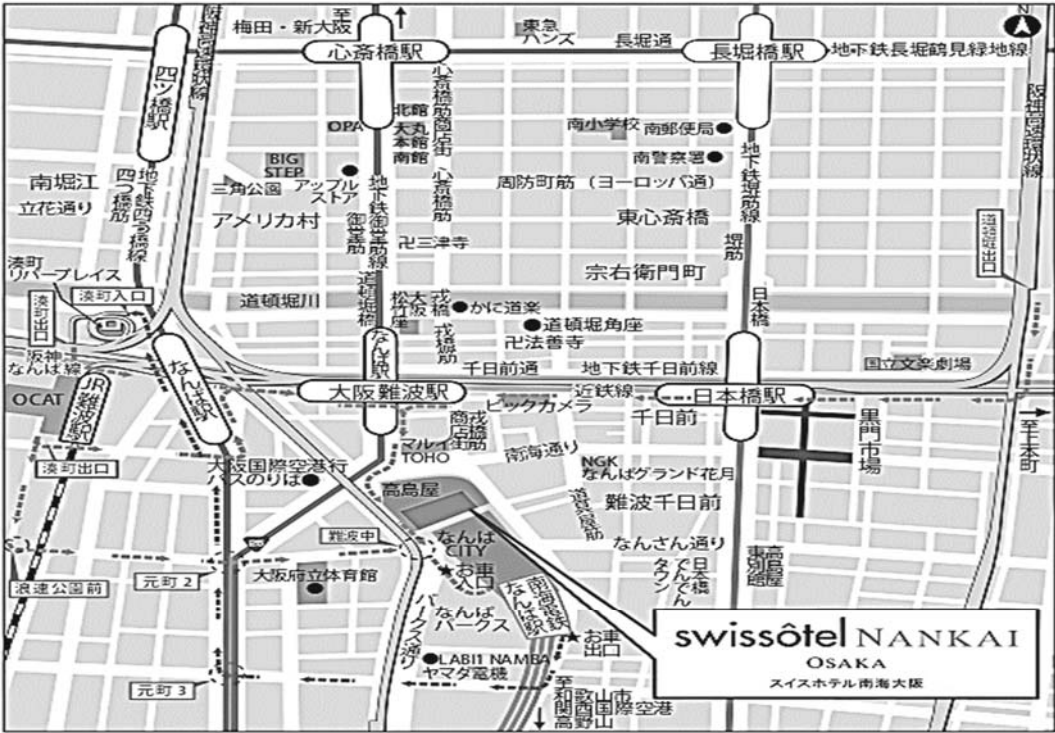
氏名 _____

荷主会社名	役職名	出席者名

※荷主様ご参加の場合、併せてご記入ください。

※当日お名刺をご持参くださるようお願いください。

swissôtel NANKAI OSAKA
スイスホテル南海大阪 周辺マップ



■電車でお越しの場合
南海電鉄なんば駅 3 階改札口直結 / 地下鉄御堂筋線・四つ橋線・千日前線なんば駅から約 5 分
近鉄線・阪神なんば線大阪難波駅から約 10 分
■お車でお越しの場合
阪神高速 なんば出口から約 5 分 / 道頓堀出口・湊町出口から約 10 分
土・日・祝日は交通事情により混雑する場合がございます
■空港からのアクセス
関西国際空港からは、南海電鉄なんば駅まで空港特急「ラビット」で約 35 分
大阪国際空港からは、お車または大阪空港バスで約 25 分

通 報

大ト協第172号
2019年9月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 辻 卓 史

運転経歴に係る証明書（運転記録証明書）交付手数料改定について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。
ます。

さて、自動車安全運転センターより、2019年10月1日以降交付の、運転経歴に係る証明書（運転記録証明書）の交付手数料の改定について、裏面のとおり当協会に対し連絡がありましたのでお知らせいたします。

なお、改定後の手数料額は670円（現行630円）となります。

また、第14回大阪府無事故・無違反チャレンジコンテスト（エントリー期間は8/1～9/30）に係る交付手数料の助成については、改定後も今までどおり全額助成を実施いたします。

令和元年 8 月 22 日

関 係 各 位

自動車安全運転センター

理事長 種谷 良二

運転経歴に係る証明書交付手数料改定のお知らせ

謹 啓

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

自動車安全運転センターの運営に格別のご高配を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、当センターにおきましては、昭和 62 年以降手数料を値上げすることなく、運転経歴に係る証明書交付業務を行ってきたところでありますが、近年の物件費、人件費の上昇等の諸般の事情により、下記のとおり手数料の改定を余儀なくされるに至りました。

当センターの業務につきましては、平素から各般のご配慮を頂いているところでありますが、今回の改定已むなきに至った事情につきご理解いただき、今後とも社内における交通安全対策の柱として、運転経歴に係る証明書をご活用いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、お手数をおかけして申し訳ございませんが、関係の方々にご伝達いただければ幸甚です。

末筆ながら益々のご健勝とご発展をお祈り申し上げます

敬 具

記

1 改定日

令和元年 10 月 1 日

2 改定後の手数料額

670 円（現行 630 円）

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 原 毅

「安全管理者選任時研修」開催のご案内

労働安全衛生法第11条では、運送業において常時50人以上の労働者を使用する事業場は、安全管理者を選任して、その安全管理者に安全衛生業務のうち安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

また、安全管理者には一定の資格要件が必要とされ、労働安全衛生規則の改正(平成18年10月1日施行)で、一定の学歴と実務経験のほかに「厚生労働大臣が定める研修(9時間)」を受講・修了していることが要件となります。

当支部では、安全管理者を養成するために、みだしの法定研修を開催することといたしましたのでこの機会にぜひ関係者が受講されますよう、ご案内申し上げます。

(なお、本研修では、科目の一部を免除することはありません。)

1. 講習日程 (カリキュラム裏面参照)

	月 日		時 間
学 科	1 日 目	2019 年 10 月 17 日 (木)	13:30～16:40
	2 日 目	2019 年 10 月 18 日 (金)	9:30～17:00

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は公共の交通機関をご利用のうえ、お越しください。

3. 受 講 料 ・陸災防会員 無 料
・非 会 員 10,000 円 (税込)

4. 受講対象者 安全管理者の職務に就く者

5. 修 了 証 この研修を受講された方には「修了証」を交付いたします。

6. 研 修カリキュラム

第1日 13:30～13:40 研修にあたっての留意事項
13:40～16:40 安全管理

第2日	9:30～11:00	安全教育
	11:00～12:00	関係法令
	12:00～13:00	休憩
	13:00～16:30	事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動
	16:30～17:00	修了試験（研修効果の確認）

7. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会

8. 申 込 み 要 領

- 定員 50 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入いただき、10月2日（水）までに当支部あてにFAX（06-6965-1903）でお申込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越しください。

9. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

この研修は、各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた研修時間を満たさなければ、研修を修了したとは認められず、修了証の交付はできません。なお、再受講される場合は、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

安全管理者選任時研修受講申込書

事業者名 _____ 電話番号 _____

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	役 職 名	分 会 名 (支 部 名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

陸災防通報

陸災防大第27号
2019年8月

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中原 毅

「腰痛予防セミナー」開催のご案内 ～衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会～

業務上疾病発生状況の負傷に起因する疾病では、腰痛のしめる割合が最も高く、運輸交通業での割合も高くなっています。

今回のセミナーでは、業務の合間の少しの時間を使ってできる対処法や、運転姿勢、荷物の上げ下げの姿勢など、腰痛予防対策の基本から説明します。

衛生管理者、安全衛生推進者及び労務管理担当者のご参加をお待ちしております。

記

1. 日 時 2019年10月9日（水） 14:00～16:30

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、「マイカー」以外の交通機関をご利用のうえ、お越しください。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

4. テーマ 「腰痛予防について」～急性腰痛と慢性腰痛の予防と対処における違いを知る～
大阪産業保健総合支援センター相談員 浅田 史成 氏
大阪労災病院 治療就労両立支援センター
主任理学療法士

「陸運業における腰痛予防について」

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 酒井 雅彦 氏

5. 受講料 無 料

6. 申し込み方法

- 定員100名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「申込書」にご記入していただき、9月27日（金）までに当支部あてFAX（06-6965-1903）でお申し込みください。
- 受講票は発行致しません。直接会場へお越し下さい。
- 当日、業務の都合で欠席される場合は事前に電話等で連絡願います。

「腰痛予防セミナー」申込書

事業者名 _____

電話番号 _____

氏 名	役 職 名	支 部 名
(ふりがな)		
(ふりがな)		

陸災防通報

陸災防大第34号
2019年9月

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 原 毅

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」 安全教育講習会の開催について（ご案内）

大阪府下における労働災害は、大阪労働局を中心に各防災団体等が協力して
ゼロ災・大阪「リスク“ゼロ”大阪推進運動を展開するなど、懸命の取り組み、
対処を行なったにもかかわらず、依然として「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・
転落」など在来型の労働災害が後を絶たない状況にあります。

中でも、とくに車両系荷役運搬機械（フォークリフト、貨物自動車）等による労働災害が数多く発生しております。

そこで当支部では、これら労働災害を未然に防止するため車両系荷役運搬機械等の作業指揮者ならびに積卸し作業指揮者に対して、労働安全衛生規則第151条の4および第151条の70の規定に基づくみだしの講習会を下記により開催し、「作業の安全確保」に係る必要な知識啓発に資することといたしました。

つきましては、みなさまにおかれましては、日常業務何かとご多用中のところ誠に恐縮ですが、関係者の受講方につき特段のご配意を賜われますよう、よろしくお願い申しあげます。

記

1. 日 時 1日目：2019年11月21日（木） 9:00～17:30
 2日目：2019年11月22日（金） 9:00～12:20

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
 大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
 電 話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、当日は「乗用車」以外の他の交通機関をご利用のうえ、お越しく下さい。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会

4. 講習内容

- (1) 「荷役運搬作業と作業指揮者の職務等」
- (2) 「荷役運搬機械等による作業」
- (3) 「人力による積卸し作業」
- (4) 「災害事例等」
- (5) 「関係法令」

講 師…安全安心株式会社 代表取締役社長 中川 潔 氏

5. 受講料 ・陸災防会員 無 料
 ・非 会 員 15,000 円（税込）

6. 修了証

この講習を受講された方には、「修了証」を交付いたします。

7. 遅刻・欠席した場合の取扱いについて

講習等は各科目に応じて講習時間が決められていますので、遅刻・欠席し、法令で決められた講習時間を満たさなければ、講習等を修了したとは認められず、修了証の交付はできません。

なお、再受講される場合は、改めて申込みをし、非会員は受講料を全額負担の上、再度全科目を受講して頂くこととなりますので、ご注意ください。

8. 申し込み方法

- 定員 100 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）
- 下記「受講申込書」に「事業者名・受講者名」等をご記入の上、11月7日(木)までに当支部あてにFAX（06-6965-1903）でお申込みください。
- 受講票は発行いたしません。直接会場へお越しください。

「車両系荷役運搬機械等作業指揮者」ならびに「積卸し作業指揮者」 安全教育講習会 受講申込書

事業者名 _____

電話番号 _____

下記のとおり受講申込みをいたします。

氏 名	役 職 名	分会名 (支部名)
(ふりがな)		
(ふりがな)		

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 原 毅

「ストレスチェック制度とストレス軽減対策セミナー」開催のご案内 ～ 衛生管理者・安全衛生推進者能力向上講習会 ～

平成28年から実施義務となった「ストレスチェック」は、労働者が職場で感じているストレスの現状把握をするためのアンケート調査です。

アンケートの結果、ストレス度が高い労働者に対しては、産業医等との面談を推奨する義務が事業者に発生します。医師面談の結果、既に病気の兆候があると医師が判断した場合には、仕事の軽減配慮などを行うことが、事業者の安全配慮義務とされました。

人のストレスは仕事上のものだけではなく、事業者が何も対策をしないで、労働者がメンタル不調をきたした場合には、仕事の原因では無いと立証することも困難になります。

本研修では、労働者の健康管理を担う衛生管理者・安全衛生推進者に、ストレスチェック制度を理解していただくとともに、ストレス軽減対策についてワークを通して学んで頂きます。

50人未満の事業場では、ストレスチェックの実施は猶予となっていますので、実施されていない事業場も多いと思いますが、規模に関係無くストレスを抱える労働者は増えています。この機会にストレスとは何かについて学んで頂ければと思います。

皆様のご参加をお待ちしています。

記

1. 日 時 2019年11月27日(水) 14:00～16:30

2. 場 所 大阪府トラック総合会館 研修センター6階・601号室
大阪市城東区鳴野西2丁目11番2号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
電話 06-6965-4035

※ 会場の駐車設備は狭小ですので、「マイカー」以外の交通機関をご利用のうえ、お越しください。

3. 共 催 一般社団法人大阪府トラック協会
独立行政法人 労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター

4. テーマ (1) 「ストレスチェック制度とストレス軽減対策」
講 師 大田 晶子先生(大阪産業保健総合支援センター相談員)
(2) 「陸運事業者のためのメンタルヘルス対策について」
講 師 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士 酒井 雅彦氏

5. 受講料 無 料

6. 申し込み方法

●定員 100 名（定員に達し次第、締切らせていただきます。）

●申込書に「事業者名・受講者名」等をご記入のうえ、11 月 15 日（金）までに当支部あて
FAX（06-6965-1903）でお申し込みください。

ストレスチェック制度とストレス軽減対策セミナー 申込書

事業者名 _____

電話番号 _____

氏 名	役 職 名	分会名（支部名）
（ふりがな）		
（ふりがな）		

会 員 各 位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大阪府支部長 中 原 毅

大阪・職場の健康づくりフォーラム ～令和元年度 第70回全国労働衛生週間大阪大会～

今年度の全国労働衛生週間は、「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生活動の一層の促進を図ることを目的に展開されます。

つきましては、全国労働衛生週間に当たり、「大阪・職場の健康づくりフォーラム」が、下記のとおり開催されることとなりましたので、多数のご参加方につき格別のご理解とご協力を賜われますよう、ご案内と併せましてよろしくお願い申し上げます。

記

- 日 時** 令和元年10月1日(火) 13時30分～16時30分
- 会 場** ドーンセンター 7階ホール (大阪府立男女共同参画・青少年センター)
大阪市中央区大手前1丁目3番49号 TEL 06-6910-8500
(京阪本線「天満橋」駅・大阪メトロ谷町線「天満橋」駅から東へ徒歩約5分)
- 定 員** 500名 (定員になり次第、締め切らせていただきます)
- 参 加 費** 無料 (どなたでも参加できます)
- 主 催** 全国労働衛生週間大阪大会運営会議 (*運営会議構成機関は下記参照)
- 構成機関** 大阪労働局・各労働基準監督署
(公社)大阪労働基準連合会・各地区労働基準連合会
建設業労働災害防止協会大阪府支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会大阪府支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会大阪総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会大阪府支部
中央労働災害防止協会近畿安全衛生サービスセンター
中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター
中央労働災害防止協会大阪安全衛生教育センター
(公社)日本作業環境測定協会大阪支部
(一社)日本ボイラ協会大阪支部
(一社)日本クレーン協会近畿支部
(公社)建設荷役車両安全技術協会大阪府支部
(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会大阪支部
(独法)労働者健康安全機構大阪産業保健総合支援センター
(独法)労働者健康安全機構大阪労災病院治療就労両立支援センター

◆◆ プ ロ グ ラ ム ◆◆

- 開 場 (12:30)
- 開 会 (13:30) (敬称略)
- 1 主 催 者 挨 拶 大阪労働局長 井 上 真
- 2 主催者・後援紹介
- 3 基 調 講 演 「最近の労働衛生行政の動向について」
(13:40～) 大阪労働局 労働基準部長 井 口 真 嘉
- 4 事 例 発 表 「事例に基づくメンタルヘルス対策の取組」
(14:10～) ～ここだけの話をします～
ダイハツ工業株式会社 管理本部 安全・衛生推進室
保健センター 臨床心理士 産業カウンセラー 春 藤 行 敏
..... 休 憩
- 5 特 別 講 演 「経営戦略としての心とからだの健康づくり」
(15:00～) ～健づくりへの投資と企業価値～
特定非営利活動法人 健康経営研究会 理事長
大阪成蹊大学 教育学部教育学科 教授 医学博士 岡 田 邦 夫
- 閉 会 (16:30)

【参加申込先】 参加ご希望の方は、下記申込書にご記入の上、9月20日(金)までに陸災防大阪府支部へ
FAX (06-6965-1903) でお申し込みください。申し込みをいただいた方に参加証を送付
いたします。当日、会場にて参加証を提示して資料をお受け取りください。

.....き り と り せ ん.....

陸災防大阪府支部行 (FAX 06-6965-1903)

大阪・職場の健康づくりフォーラム 全国労働衛生週間大阪大会 (10/1) 参加申込書

職 名	氏 名	参加証番号
		*
		*
		*

(注) *印欄は、陸災防大阪府支部にて記入します。

上記のとおり申し込みます。

令和元年 月 日

事業場名 分会名 (支部名) 分会

業 種 (労働者数) 人

担当者名 TEL () -

所 在 地 〒

【個人情報の取扱いについて】

本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、当団体において安全に管理し、他の目的には使用いたしません。